

おける工業の開発を促進するため、低開発地域工業開発促進法が制定されており、また、全国的な視野に立った適正な産業配置の構想のもとに、産業の立地条件と都市施設の整備をはかることにより、新たに相当規模の産業都市を地方に建設することを目的として、新産業都市建設促進法が制定されておりますが、さらに、工業の立地条件がすぐれており、かつ、工業が比較的开発され、投資効果も高いと認められる地域について、工業の基盤となる施設その他の施設を一そう整備することが特に重要と考えられるのであります。この対策は、既成大都市の過大都市化の誘因を減殺し、また、工業整備特別地域が中核となってその地方の一そうの開発に大きな波及的效果をもたらすという点で、地域開発政策上、有効な手段たり得るものと考えるのであります。

この法律案は、このような趣旨から、地方の開発発展の中核となるべき工業整備特別地域の整備を促進するため、所要の措置を講じようとするものであります。次に、この法律案の要旨を申し上げます。

第一点は、内閣総理大臣は、関係県知事及び地方産業開発審議会の意見をきいて、鹿島地区、東駿河湾地区、東三河地区、播磨地区、備後地区及び周南地区に係る地域を工業整備特別地域として定めるものとしたことであります。

第二点は、工業整備特別地域が定められた場合は、関係県知事は、国の地方支分部局長及び関係市町村長の意見を聞いて、当該工業整備特別地域にか

かる整備基本計画を作成し、内閣総理大臣に承認を申請するものとしたこととあります。

第三点は、国及び地方公共団体は、整備基本計画の達成のため必要な施設の整備を促進することにとめるとともに、これらの施設の用に供するため必要な土地につきましては、公有水面埋立法、農地法等の規定による許可等の処分をするにあたり特別の配慮をするものとしたこととあります。

なお、整備基本計画を達成するために行なう事業に要する経費に充てるために起こす地方債についても特別の配慮をするものとしたこととあります。

第四点は、国及び地方公共団体は、工業整備特別地域の整備に寄与すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が行なう工場その他の施設の新設等について必要な資金の確保につとめるものとしたこととあります。

第五点は、地方公共団体が工業整備特別地域内に工場を増設する者に対して不動産取得税または固定資産税の減税をしたときは、当該地方公共団体に交付される地方交付税の算定の基礎となる基準財政収入額の算定につき、特別の措置を講ずるものとしたこととあります。

第六点は、工業整備特別地域の一体的な整備を促進するため、関係市町村は、合併により、その規模の適正化に資するよう配慮するものとし、合併に際して議会の議員の任期等に関する特例を設けるものとしたこととあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決ください。

すようお願ひ申し上げます。

○委員長(竹中恒夫君) 本案についての本日の審査はこの程度にいたしたいと存じます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案、昭和三十一年度地方財政計画に関する件を一括して議題といたします。前回は引き続き質疑を行ないました。御質疑のある方は順次御発言を願います。

〔速記中止〕

○委員長(竹中恒夫君) 速記を始め

○林虎雄君 柴田局長にお伺いをしたいのですが、交付税率のことについて現在二・八・九％ということになっております。これは地方交付税のきまつたのは昭和二十四年ごろでしたか、当初は二・二％ぐらいから出たと思ひますが、その後の、逐次率が引き上げになつてきたと思ひますが、その推移をちよつと承りたいと思ひます。

○政府委員(柴田護君) 昭和二十九年に平衡交付金制度をかえまして交付税制度をつくつたわけでございますが、そのときの率は所得税、法人税が一・八七四％、酒税に対して二・〇％、これはその当時の財政計画をひっくり返しまして、そのひっくり返した率が酒税だけは新しくこの年に――従来地方交付税時代に酒がなかったもので、それから、酒が新たに入つたもので、これを二・〇％に据え置いて、残りを所得税、法人税の総額にかけまして、そうして率を出したのでございます。昭和三十一年に地方財政の窮乏に対する緊急措置としてこれを二・二％に引き上げており

ます。翌三十一年にさらに、これは何でございしたか、何か理由はちよつとはつきり覚えておりませんが、やはり地方財政全体の対策として二・五％に上げ、三十二年に二・六％、三十三年に二・七・五％、三十四年に二・八・五％、そこまではたしか、大体は地方財政全体の対策として逐次引き上げてきたと思つております。それから三十五年には二・八・五％のほかに市町村民税の減税の対策として〇・三％の臨時地方特別交付金という制度をつくつたわけでございします。それを三十七年に共済制度が充足いたしましたときに、これを地方交付税に吸収いたしましたので、同時に率を〇・一％上げまして二・八・九％、それ以後現状に至つてゐるわけでございします。

○林虎雄君 まあ逐次引き上げられてきたということについては、逆に見ますと、地方財政に対する交付税が低かつたために検討されて逐次引き上げてきたと言へると思ひます。特に三十年以来、例の地方団体の赤字の問題等について特にそういうことが言へると思ひます。そこで、地方財政の現状というものは国の経済成長に呼応していろいろ新しい仕事もやつてきておられますし、公共事業等もふえてきておる、行政水準も高まつてきておるというふうなことで、新たな財源というものが考えられなければならない。もちろん他の税制の面でも考えられてはおりますけれども、地方交付税というものは現在の二・八・九という三十八年度の現状と現在の地方団体の仕事の内容、規模等に見まして、現状でいいと考えておいでになりますか、どうで

すか。

○政府委員(柴田護君) これは非常にむづかしい御質問かと思ひます。いままで率を上げてまいりました考え方の基礎には、一般的な地方財政対策によるわけでございしますけれども、結局それは地方財政計画というもののベースの上に計算をされてきておるわけでございます。その後逐年地方交付税率が引き上がつてまいりましたということは、言いかえれば、地方財政計画のベースが直つてきたということの証左であらうかと思ひますのでございします。まあ今日の二・八・九％の率がいいか悪いかということになってまいりますと、これは一がいには言えないのではないかと。地方の実情からいいますならば、投資の経費に要する財源は幾らあつてもいいんでございしますし、そういう意味からいいますと、地方財政需要はふえてゐると言へるかと思ひるのでございします。しかし、一方国民の租税負担ということもございしますし、国家財政との関連ということもあるのでございします。それやこれや考えまして――ただ地方財政だけの考え方からいいますならば、二・八・九％ということが満足すべきものでないことは、私どももそう考えておるのでございします。国家財政とのかね合ひ、住民負担とのかね合ひというものから総合的に判断していくべきものであると、かように考えておる次第でございします。

○林虎雄君 地方財政計画のベースによつて引き上げられてきたと、そのとおりだと思ひますが、最近の地方団体の赤字の傾向は、この間もそれぞれ質問があつたとおりでございしますが、

そのように赤字が出ておるといふことは、財政計画に無理があるのではないかと、いふふうにも考えられるわけですが、自治省で地方財政計画を立てる場合に、その点は歳出について歳入とのバランスを考えなければいけないが、国の財政の場合には、歳出を大体見当つけて、歳入、税の方針を立てると思ひますけれども、地方財政計画の場合には、逆に一定の歳入、一定の地方交付税というもののワタの中に歳出を地方財政計画にあてはめるといふ、そういうことで、地方財政内容に無理が出てくるということになりはしませんですか。言いかえるならば、先に歳出をきめて歳入をはかるならばいいけれども、歳入に一定の限界がある。特に交付税率というものは限界がありますから、それに無理やりというのは、表現少し極端ですけども、あてはめる、こういう傾向がありはしないか。この点はどうか。

○政府委員(柴田護君) 歳入に伸びがございませんで、歳出が非常に膨大な形で迫ってきた時代におきましては、そういう意味合いの傾向もあつたかも知れません。しかし、今日の地方財政の状況では、歳出はもろに相当な圧力を持つておりますけれども、これが公共事業その他という形の圧力ではなくして、地方の実際の需要に基づくものであらうと思ひます。しかも、歳入のほうはむしろ相当伸びが昔から比べますと出てまいっている、それやこれや考えますと、いまおっしゃいますようなことは、昔から比べますれば、非常に薄らいできたと

いうように思ひます。ただ私も非常にこういう計画をつくつて、自分でも問題にいたしておりますのは、この前もお話し上げましたように、その財政需要との開きのところ、それが給与関係経費において非常に大きく開いている、それから事業費の開きというのは、これはまあ、まだ何と申しますか、仕事のやり方、あるいは年度間の繰り越し関係等がございしますので、それほど気にする必要はないのかも知れませんが、かつての公債費の問題にかかりまして、繰り出し金繰り出し金の問題というのは、財政計画にはわずかな額でございすけれども、その繰り出し金を出して、なおかつ特別会計において大きな赤字があるというところに、まあ問題が非常にあるのじゃないか、これを非常に私も気にはするわけでございす。その他国庫補助負担金の単価の不足分が、現実においては出ていけるけれども、計画上は出ていない、そういうふうな、いろいろ欠点があることは十分承知してゐるわけでありまして、そういう意味もあつて、ここ数年単独事業費といふものについて大幅な増強をはかつてまゐっているのではありません。財政計画全体につきましても、一つの再検討すべき現時点にきていゝかとも思ひます。ございすけれども、まあお話しのように非常に、財政計画にうんと無理を重ねていゝかというふうなつもりはないのでございす。ただ計画の、いままでの策定のしかたそのものにひそむところの問題点ということが解決されずに残っているといふことは言えると思ひます。

○林虎雄君 地方財政計画が、最近の社会経済情勢の変化によって再検討の時期にきていゝかというふうに考へられる、こういう点は私もそのとおりだと思ひますが、あります、この最近の地方団体の赤字の原因ですけれども、前に局長さんはこういうことを言われたと思ひます。かりに一つの原因として、選挙に地方首長も議員も、それぞれ選挙に出るに際して、住民の側だけに向いて無理をする、財政の実態に沿わないような、必要以上といふ、財政に比較すれば、必要以上の行政費を使うことに一つの原因があるといふようなことを言われたと記憶してありますけれども、これは確かに私も否定はいたしませんけれども、それはあるとしても、地方財政全体として見れば、たいした高率ではないと思ひますが、やはり地方財政の困窮している原因は、決定的には国の措置の不十分だといふことに私はあらうと思ひます。ただ自治省のほうでも、親心かされませんで、あまり市町村長あるいは、一般の地方首長に財源をあまり豊かに与えようとだ使いをしてしまひやしないかといふ、そういう懸念が地元のほうにあるように思ひます。その一つのあらわれとしては、毎年交付税の余つたのを、余つたといふか、当然地方団体へ配分すべきものと考へられますものを翌年度に繰り越しの措置をするといふようなことも、年度末などに思ひがけない金が地方団体へ交付されると、それが不必要な方向に使われしまひはしないかといふような懸念がうかがわれるわけでありまして、要すれば、地方首長に対する不信といふか、こういうものがどこかに潜

在してゐるような気がいたしますが、この点どうですか。

○政府委員(柴田護君) よけいな心配だといふお言葉かもしれませんが、年度末に金が入ってきた場合にどうなるか、林先生も十分御経験済みかと思ひますけれども、やはり執行当局の立場に立つてものを考へますと、いろいろその間にいろいろの問題がございす。そして政治的妥協等がはかられる場合が多々あるわけがございまして、結局また使つても非常に有効に使へる、また使うつもりでございす、そういうさうなうちに妙な形に使われてしまふといふことが起こりがちであります。やはり財政運営を指導する立場からいへば、そういう事態は避けてもらいたいのであります。しかも、期間がほんの二、三カ月のうちのことだといふので、その間、そういう措置をとつてもやむを得ぬことにならうか、こういうことでこの数年來やってきたわけでありまして。その措置は、この前繰り越し法案を御審議願ひました際に申し上げましたように、ほかにいい方法があるかも知れませんが、少し研究の期間を与えてもらいたいといふことを私は申し上げたつもりでございす。したがらして、根本的に、少しでも金を出せば何に使うかわからぬじゃないかといふような不信のよう、不信感と申しますか、さうなことは私も持つておりません。ただ現実の問題として、そういうことが起こりがちである、それから期間が一、二カ月のものじゃないかといふことを彼此勘案いたしますれば、思ひ切つて

繰り越し制度をとつたほうがいいのではないかと判断に立つたわけがございす。私もそれはさういふ一から十まで手取り足取りしてまいりました昔の時代の考へ方をいまもって続けているわけでは決してございせん。

○林虎雄君 地方首長に対する不信の念と申しますか、一〇〇%信頼できないといふんですか、これは全部信頼できると私も断定しかねると思ひます。しかし、この自治権といふものがある以上、できるだけさういふものを途中でブレーキをかけるといふようなことのないようにすることが好ましいと思ひますが、さうなれば、結局いまい首長に対して一〇〇%信頼できないと言へば、言ひ方は少し悪いですけども、さういふ過渡的な、いまのまだ地方自治も完全とはいへませんから、さういふ懸念はあると思ひます。そこで、国のほうでもセーブしないと、さうして地方団体の長もまだ未熟だといふような段階、セーブしなくて、それで未熟だといふようなことになりまして、何か実質的に財政のむだづかいのないようなふうな、これをセーブする、さうな制度的なことは考へられませんか。つまり自治法その他において、交付税は全部毎年度のものは余れば適当に配分する。その場合に、それをむだづかい、勝手に不必要な面にまで使われないようなふうな、実質的にセーブする、さういふようなことは何か方法考へられませんか。さういふか。

○政府委員(柴田護君) その方法が、まことに頭の悪い話なんですけれども、考へられませんでしたので、今日までああいふお叱りを受けるような制度をとつてきたわけがございす。

しかし、やはりその問題、お話しのように、そういう誤解を招きませんように、何か制度的なメカニズムをひとつ考えて、それに乗せるような方法をとっていくべきであらうという感じを深く持っております。研究してまいりたいと考える次第でございます。

○林虎雄君 私どもは私どもなりに計算をいたす場合に、いまの交付税率二・八・九では、これは地方財政というものが円満な運営ができないという見解を持っております。自治省としても、この点については、自治省としても、簡単に引き上げるといふようなことも言明できないと思っておりますが、三十年以来、逐次引き上げられてきたということ、

は、いろいろそのつど原因はありましようけれども、もう六回、七回くらいにわたって税率の引き上げが行なわれてきているわけですから、最近の社会経済情勢、財政の実情等に対しては、引き上げについての再検討の時期にきているのではなからうかというふうには私は思っておりますが、先

ほども、地方財政全般のあり方に対して、柴田局長も再検討の時期にきているのではないだろうかというふうなお話がありましたが、それとあらはら関係であります。この点十分に地方団体に對して、自治省といたしまして積極的に御検討をお願いしたいと思っております。

○沢田一精君 二、三お尋ねいたします。本年度の地方財政計画を見ますると、地方税の増が二・二％ということになっております。その内訳を見てみますと、法人関係が増加の主要な原因になっているように思われますけれども、

経済界の動向は、必ずしも安定したペースで伸びていっていないのじゃないかという考えもあるわけですが、法人関係の地方税がそれだけ伸びると見込まれました理由を御説明いただきたい。

○政府委員(柴田護君) これは、国税の法人税の算定基礎と同じ基礎に立ちまして計算をいたしているわけでございます。その国税の法人税の算定基礎と申しますのは、御承知のように、経済企画庁で計算いたします経済の見通しというものを基礎にして、法人所得の伸びの推定をしてはじいているわけでありまして、また、きつじやないかというふうな御批判も、予算審議を通じては多少ございましたけれども、まあまああの当時の、ことしの初めごろの本年度の経済の見通しの上に立てて考えました場合には、過去の実績等を考慮して、まああの程度はいけるのじゃないか、つまり、きつじやないといわれますところは、従来ならば自然増収の形で保留されておったものを、予算に計上してしまつた。そういう意味合いにおけるきつじやないかと思ひます。同じことが、やはり地方財政計画

上はいえるかと思うのでありますけれども、しかしながら、この程度の歳入がそれじゃ本年度得られないかといえれば、それは得られるのじゃないか、得られるとわれわれは確信しているわけでございます。従来と違ひます点は、財政計画のいわば外に置かれておつた法人関係の租税の伸びというものが、計画の中に多少入つてきている。そこが違ふといえは従来と違ふところかと思ひます。

○沢田一精君 そこでその計画どおりに法人関係の税が伸びるかどうかという点については問題があらますけれども、かりに計画どおりふえたといつたとしても、法人関係事業税の特質からしますと、非常に地域的にアンバランスがあるんじゃないかと思ひます。ということとは結局、大都市ないしは大都市周辺地域というものは予定どおり法人関係の税というものがふえていくかもしれないけれども、工場がないような、いわゆる後進性の強い地域におきましては、地方税の伸びというものには非常に期待できないのではないか、そこに一つの問題があると思ひますが、その点はいかがでしようか。

○政府委員(柴田護君) 東京、大阪とその他の地域ということにつきましては、おっしゃるような点があるいは当たるかもしれない。しかし、一がいにそういう東京、大阪その他五大府県と申しますか、そういうところだけにそういう現象があるかという必ずしもそうではないと思ひます。と申しますのは、たとえば大きな県でございますが、兵庫県みたいなところをつかまえますと、法人の構成が片寄つておりますので、特殊の法人が伸びた場合においては、その関係の税収入が伸びますけれども、逆にその関係の一方が業績の悪いときにおきましては税収入ががたつと落ちてしまひますので、県によつて違ひますので、一がいには御指摘のようなことは言えないのじゃないかと思ひますけれども、まあしかし、県によつてございがあるということはお話でございます。

○沢田一精君 一がいには言えないというお話でございますけれども、たとえば南九州のごとき大口の法人税の対象になるような工場自体がないわけですから、そこでは伸びようがないと思うのですが、したがいまして、交付税の算定という際にも、そうでなくてもこれは後進地域の格差の是正という措置について十分御配慮になっておると思ひますので、特にこの財政計画の主要な部分を占める地方税の見込みにおいて、法人関係を大幅に伸ばして算定をしておられる以上は、ますますひとつ重点的にこれをお取り上げいただかなければ、後進地域において三十九年度の財政計画というものが破たんしてくるんじゃないかという心配をするわけですが、そうでなくてさへ、格差是正という問題があるわけですが、今度の交付税の算定について、格差是正という点について具体的にどのよう配慮をしておられるか、あるいは配慮をなさるおつもりであるかということをお尋ねいたします。

○政府委員(柴田護君) 格差是正の中心の大きく取り上げましたところは、私どもは市町村に重点を置いております。しかし、府県につきましても同じような問題があることは十分承知しております。府県につきましては、たとえば農業行政関係の単位費用の充実、それから林野、それからいわゆる面積を基礎とする包括算入と申しますか、投資的経費の包括算入でございますが、こういったところに重点を置いたわけでございます。ということとは、言いかえるならば、後進県に力を置いたということでもあります。また小中学校の教職員の給与費についてこの算入率というものが従来より以上に高めまして、こういうことも、小中学校の教員は、大体全国平均して財源がいくわ

けでございますので、やはり間接的な意味合いにおいては格差是正をするということになっておるかと思ひます。主として府県で申しますならば、農業行政、林野行政それから土木その他の面積を測定単位といたしましては重点を置いたわけでございます。

○沢田一精君 おそれ入りますけれども、いまの点大体的方向はわかつたのですけれども、具体的に何かお示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(柴田護君) いま私が申し上げました点で、基準財政需要額の増加額は二百五十億見当を考へておりますが、そのうち不交付団体のほうにふえてまいりますと考へられますものが大体二百八億強、約二百八億であります。したがって、小中学校の教員と、それから道路の延長分の引き上げがあると思ひますが、これらの部分が不交付団体に基準財政需要額の増加になつてあらわれてくると思ひますが、その他の分は全部交付団体の増加、それは弱小府県ほどその割合がふえる、割りに高に需要額が上がるかと思ひます。

○沢田一精君 ただいまの格差是正という趣旨から農業とか林野等について若干の配慮をしたというふうなお話ですが、もう一つお伺ひしたいと思ひますことは、中小企業対策とか、これは一つの大きな重点になっておると思ひますが、それについては何か御配慮になっておりますか。

○説明員(山本信君) 中小企業関係の経費につきましては、府県分の商工行政費で算入をいたしておるわけですが、中小企業近代化資金、高度

化資金の特別会計への繰り出し金の増
加、あるいは中小企業団体中央会
の組合連合会への補助の増加、中
小企業協同組合指導費の増加、中
小企業協同組合指導費の増加等々、
それそれ標準団体におきまして経
費の増額をはかっておるわけでご
います。

特に近代化資金の繰り出し金の増とい
うようなものは、全国統計におきま
しては約二十六億程度の基準財政需要額
を増加するようにいたしております。

ただこの関係は、やはり需要の実態か
ら申しまして比較的不交付団体等にお
いても増加することになると思われ
ております。格差は正という点から申
しますと、農業行政費あるいは林野行
政費のように、後進地域に多額に増加
になるといふような配分がしにくい、
かように考えております。

○沢田一精君　そこでさらにお尋ねし
たいと思いますが、後進地域の格差は
正というか、わが国の産業の均衡ある
発展をはかるという趣旨のもとに新
産業都市というものが指定になって、
全国で十三地域すでに正式な決定を終
わったと思うわけですが、その指定
を受けました地域は非常に大きな
希望を持って今年度からいろいろ構
想を進めていこうと意気込んでおる
と思うわけですか。したがって、やは
り相当そういった地域におきまして
は、これは政府の指導いかんにかわ
らず、新しい意気込みでいろいろ投
資的な事業というものが活発に行な
われる傾向にあると思うわけなん
ですか。そういうことになりまして、
先般来お話をあつておりましたよ
うに、よけい地方財政が赤字化し
ていく傾向をたどるのじゃないか
という心配をいたしてお

ります。したがって、これについて
の特例的な財政援助の措置を講じて
もらいたいという要望も非常に強い
と思うのですが、これについて現在
の段階なり、自治省の方針、対策
をお伺いしたいと思います。

○政府委員(柴田護君)　私も新産
業都市の建設をやつてまいります
場合においては、やはりある程度
の事業を集約する必要があるという
ことが行なわれなければ、特定地
域の総合開発という現在、竜頭蛇尾に
終わつておるものがございますが、
あの二の舞いを踏むのじゃないか。
そうしますと、何のために新産業
都市をつくつたかわからないこと
になりはせぬか。したがって、やは
りある期間に計画的に相当量の事
業を集約的に有機的連携を保ち
ながらやつていくというところに
新産業都市建設のほんとうの姿が
あるのじゃないかというように考
えるわけでありまして、そのため
にはまだ計画が詳細にでき上つて
おりません。具体的な計数をもち
てお答え申し上げることはできま
せんけれども、しかし、ちょっと考
えただけでもやはり相当の負担が
出てくる。負担が出てまいります
と、これについてはいろいろ意見
がありまして、先行投資だから、
地方債を中心に考えたいんだ、
したがって、地方債をもつて事業
を行なつて、事業ができ上つてしま
えば、あとで、それが租税になつて
はね返ってくる、したがって、地
方債でいんだといったような説も
ございまして、私どもは、どうも、
そういうわけにはいかぬのじゃな
いだろうか、やはり、税源として
はね返つてま

いりまして、その相当部分は国に吸
い上げられてしまうことになるであ
りましょう。また、相当の需要量の
施工でございますけれども、その効
果があつてくるということになりま
す。相当の年数を経過してからじゃ
ないか、その間に、新しい都市が
できまして、それに応ずる、全く
新産業都市と無関係な需要という
ものが出てくることになる。そう
すると、あがる財源というものを
使つていくかなきやならぬという
ことになつてくるであらう。いず
れにしても、新産業都市の建設事
業をやつてまいりますところにお
きましては、地方負担にたえかね
るという事態が起こるにきまつて
おる。そこで、やはり、総合的な
財政的な措置が必要というように
確信をいたしております。実は、法
律案も準備をして、関係各省と
話し合ひをいたしておりますけれ
ども、まだ、結論を得るに至つて
おりません。私どもとしては、結
論を得ておるのでございまして、
関係各省の了解を、完全に得る
には至つておりません。

○沢田一精君　御努力になつてお
ることは至つております。今国会
にはわかるわけなんです、今国会
にお出しになる見通しがございま
すかどうか。

○政府委員(柴田護君)　現在、い
ろいろ折衝をいたしておるわけ
でございますが、私どもは、最初
は、そのつもりで作業を始めて
おりましたが、いろいろの事情も
ございまして、現在のところ
は、何とも申し上げかねるよう
な段階でございます。

○沢田一精君　最初は、そういう
つもりで作業をしておりましたが、
いろいろな事情があつて、何とも
申し上げかねるという御返事な
んですが、それでは、地域住民
の非常に大きな期待を裏切る結
果になると思ひます。また、地
方財政という見地から見ましても、
その指定をされた地域は、とも
かくいたしまして、指定を受け
なかつた地域は、やはり、その
府県におきましても、非常に、
財政投資が片寄り過ぎるという
ようなことで、苦しくなつてく
るのじゃないかというふうな懸
念も、逆な意味からあるわけな
んですが、当初、お考えになつ
ておりましたが、現在では、差
いろいろな事情でと言われます
が、さういふ少しいろいろ、具
体的にいたしたいと思います。

○政府委員(柴田護君)　非常に
御質問でございますが、私ども
は、さういふことから、実は、
作業を始めてまいつたのでござ
いまして、何と申しまして、新
産業都市建設計画というものの
全貌がきまつていない。政府
からは基本方針を示しております
が、建設計画を地元につくら
せておられますけれども、それ
が、まだ、さだかになつてい
ない。したがって、計算がで
きないわけでございます。私
どもは、財政援助措置という
ものが明確になりませんとい
う態度でもつて話を進め、交
渉をしておるわけでございます
けれども、その具体的な計数が
出てまいらなければ、見当も
つかぬじゃないか、これが反
論の最たるものでございませ
ん。この二つの意見で話し合
ひが暗礁に乗り上げていくとい
うのが現状でございます。

○沢田一精君　非常にくだい
ようです。が、すでに、正式決定
はなされておる。その際には、
各地域の基本方針というものが
定められております。大体的
構想、あるいは、どういふ方
針でやるかということについては、
すでに示されておるわけござ
いまして、それぞれの地域は、
その示された基本方針、決定
された基本方針に従つて、こ
れからやつていこうと、何
も、三十九年度、単年度で、
いろいろな事業を全部やつて
しまおうということじゃ、決
してないわけでございますか
ら、やはり、そこに、ワクと申
しますか、幾らかの特例措置
というものをあらかじめ考
えて、そして地方から具体的
な計画が出てきた場合に、そ
のワクの中には、これはけつ
こうなんですけれども、ただ
地方の詳細な計画が出てくる
まで手をこまねいて待つとい
うことでは、これは混乱を起
すんじゃないかと思ひますが、
いかがでございますか。

○政府委員(柴田護君)　私は
そのとおりだと思ひます。そ
のとおりで、私のほうでいま
しては、お話をしようと思
ひます。実は話をしておる
わけでございますけれども、
いま申しましたような逆の
議論があるわけございまして、
話し合ひがなかなか進まない
というのが現状でございます。

○沢田一精君　先ほどはまた別
に工業整備特別地域の整備促進
というものがあつたわけであ
りますが、そういうことで新産
業都市という問題は、あれほ
ど大きな問題として取り上げ
られ、この委員会におきま
しても、従来からすれば論議を
されておるわけなんですけれ
ども、とにかく局長が言わ

れましたような、単なるそういう時間的なズレと申しますか、そういうことのみによって、この事態を無為に過ぐそうという政府の態度というものは、私もどうも了解に苦しむわけなんです、もう少し積極的に地方財政が安定した姿で、しかも、新産都市促進法が企図しておるような均衡ある発展をはかって、後進地域の格差是正をはかるかという趣旨に立って、何とかひとつ御努力願いたいと思うわけなんです、その御決意はどうでございますか。

○政府委員(柴田護君) 私どもはお話のとおり、全く同様な気持ちでおるわけでございます、鋭意努力をいたしてまいりますけれども、何しろ事務ベースというものにつきましても限りがございます。いろいろな事情があると申しましたのは、少しここでは申し上げにくいのでございますけれども、まあいろいろな事情がありまして、その交渉が進まない、非常に残念でございますけれども、現状ではなかなか思うように進まない。私もはしかしあ何と申しましても、そういう気持ちで始めたものでございますし、またその必要ありと信じてやっておるわけでございますので、私もは従来態度を變更いたしましてどうこうということとは現在のところ考えておりません。

○沢田一精君 先ほど来私が御質問を申し上げて御答弁をいただいたわけなんです、私が申し上げたい趣旨は、おわかりのように、一ころより地方財政というものが非常に苦しくなってきた。しかも地域格差、地域的なアンバランスということが相当深刻じゃないかと思うわけなんです。そう

でなくとも地域格差を是正するということが、一つの政治行政の大きな眼目になっておる現在ですから、法人関係の税金の目一ぱいに織り込んで、それで地方財政計画のつじつまが合つておるという格好になっておりますけれども、これはまあある意味において危険性を持っておる。しかも、一方においては新産都市の問題等があるわけなんですから、ひとつ交付税の配分という際にも地域間の格差是正、いわゆる傾斜配分という思想をさらに強くしていただきたい。その必要があるのはなからうかというところでございます。

最後に、これはこまかい問題になるかも知れませんが、あるいは税の方、おいでになつていないかも知れませんが、たとえば地方財政計画で二二%の税の伸びを見込んでおられるという事になりますと、徴税強化という言葉は若干の語弊があるかも知れませんが、たとえば事業税等におきまして、いろいろ地域によって税源の補填のしかたというものがアンバランスがあつて、非常に過酷な面が出てきやしないだろうか、そういうことによつて住民の不満も助長するやうなことがあつてはならぬと思うわけなんですけれども、たとえば個人事業税あるいは償却資産の問題等について、私も聞くところによりますと、若干のアンバランスがある気がするわけですが、そういう点についてのお気持ちを伺ひたい。

○政府委員(柴田護君) 私どもも今日の地方財政の状況を見てまいります場合に、これは将来いろいろ議論を尽くさなければいかな点もございすけれども、一般的に言つて、お話のような

事情が背景になつておるだろうというようには考えるのであります。言いかえすならば、非常に地方財政の立つ基盤というものが経済的に非常にゆらいでおる、またそれによつていろいろの新しい財政需要が起つてきておる。いうならば静態的な地方財政状態というものは、激しく動く動態的なものに変わつてきておる。しかし、制度の立て方運営等についても、まだどちらかという静態的なものを中心にしてきておるのじやなからうか、動態的なものへの配慮というものが足りないのじやなからうかという感じがする。私個人は持つわけでありまして、そういう意味から考えますならば、今日の地方債制度並びにその運用、あるいは交付税並びにその運用といったようなものにつきましても、十分再検討する必要があるだろう、ただ技術面からの制約がございすので、どういう工合に持つていいたらいいか、研究を要するのでございすけれども、少なくともそういう方向で眺め直すことは必要だろうということを痛感しておるわけでございます、十分検討いたしたいと思ひます。

税につきましては、逐年徴税率は高まつてきたわけでございますが、私どもは率直に言つて、これで捕捉が十分行なれておるかという疑問がございす。なるほどアンバランスはあるかも知れませんが、それは過酷な徴税という形におけるアンバランスではなくて、ゆるやかな徴税が一方にある、またもな徴税とゆるやかな徴税の間に起こるアンバランスではないか。本来ならば、いうならば、一〇〇%捕捉をし、一〇〇%徴税し、一〇〇%徴収する

のが税から言へば理想であります。それがほんとうの意味合いにおける負担の公平を期するゆゑんだと思ひますが、現実にはなかなかそうはいかない。したがつて、それ以上あるべからざる税を取つておるというのではないのじやないか。しかし、一部にゆるく一部にきつとということであるならば、そういうことは行なわれなければならない、十分注意してまいらなければならぬと、かように考えております。

○沢田一精君 税の問題ですが、必要があれば後日税務局長あたりおいでいただいてお尋ねをいたしたいと思ひますが、私が申し上げたいのは、たとえば償却資産の捕捉の仕方について、一定の限度があると思ひます。何もかも、具体的な例を申し上げることは差し控へたいと思ひますけれども、どこまでがほんとうにその必要な資産であり、それから先はいわゆる償却資産、固定資産税の対象として捕捉すべき資産であるかどうかというところは、やはり非常に解釈がむずかしい問題が私にはあります。その辺でその捕捉の仕方について、非常にアンバランスが出てきておる、こういうことを申し上げておるわけなんです。捕捉すべき、いわゆる局長がいま言われたように、当然捕捉すべきやつがむしろ抜けておつたということじやなしに、私の申し上げる意味は、そういう意味なわけなんです、それは具体的な例を示してあるいは担当の局長さんにお尋ねしたいほうがいいかと思ひますので、本日はやめますけれども、要するに先ほど来申し上げますように、後進地域の格差是正という点につ

いて特に御配慮をいただきたい。それと関連して、新産都市の建設計画に伴います地方負担の増加ということについて十分の関心と警戒を持つて頂きたい。あまたの措置を講じていただきた。それについては自治省御当局は、いまでもそうであつたと思ひますけれども、腰くだけにならないように、最後まで、あくまでも今度の国会で特例法を出すのだという意気込みでやつてもらいたい。強く要望をいたします。

○松本賢一君 いまの沢田さんの質問に関連してお尋ねとそれからお願いをしたいと思います、先ほど格差是正のための傾斜配分の御答弁のときに、府県のあれはいいのですが、市町村の分はおっしゃらなかつたように思ひますが、前に一度お伺ひしたように思ひますが、ただけれども、もう一べん言つていただきたいと思ひます。どういうふうなことを重点的になさつてゐるかというところを。

○政府委員(柴田護君) 市町村の格差是正の問題は、これは私もはこれに重点を置いたのでございす、一番大きなものは何と申しましても基準税率の引き上げでございます。基準税率を七〇%から七五%に上げますと、財源の少ないところに交付税が流れていく。言いかえれば、自動的に貧弱市町村の財源が充実されることになるわけでございます。

そのほかを申し上げますと、小中学校のやほり経費の増加、これは児童、生徒数と学級数というもので測定をいたしておりますが、そのほかに学校数というのがありますが、児童、生徒数で測定いたします部分と学級数で

測定いたします部分との割合を、児童、生徒数から学級数のほうにウェイトをかける。これは金額にしますと二十四億の基準財政需要額の増加になる。それから物件費、同じく小中学校の物件費の増額、これは三十億くらいでございます。これは大体平均していいわけでございますので、貧弱市町村に割り高になるわけでありまして。

それからその他土木の包括の算入額の増加、これは三十四億くらい。農林行政の経費の増額これはわずかで十四億、これは土地基盤整備事業が中心であります。

その他産業経済における投資的経費等が五億、それから低産地の基準財政需要額の充実をはかりましたために熊谷補正係数差を縮める作業をさらにやります。これが六十億くらい。全部入れますと需要としましては三百七十億、三百七十億の需要増加を考えまして、そのうち三百二十億見当のものが交付団体にいくと考えられるのであります。したがって、これらの措置によりまして、財源均等化と申しますか、財源の乏しい市町村の財源が相当に充実されるであろうというふうに考えておる次第でございます。

○松本賢一君 大体御説明はわかるのですが、ひとつことに何ですが、府県とそれから市町村について、名前をあげることは差し控えなければならぬと思うのですが、実例をAとかBという名前をつけていただいて、たとえばA県は昨年こうだったがことはこうなる、このくらい重点配分がなされるのだというようにと市町村の実例をとってひとつしろうとによくわかるような表をつくっていただき

たいと思うのです。そうしてパーセンテージでもつけていただいて、それから総体的にこういうふうになるのだというのと、それから府県の場合、A県はこうなるがB県はこうなるというふうな、一方は富裕県、一方は貧弱団体、それから市町村の場合もそういう実例をとって示してもらいたいと思うんですが、そういうものをつくっていただいて、われわれ判断の資料にしたいと思うんですがね。それで、三十八年度と三十九年度の比較と同時に、三十七年度と八年度の比較も同時にとりたいと思う。七年と八年とはこの程度であったが、今年度は、九年度は、特に重点を置いたから特にこういう大きな開きになるんだといったことがよくわかるように、そういう資料をひとつつくっていただきたいと思うんです。

○政府委員(柴田護君) お示しを、実はそういうことをしたいと思うんですが、けれども、実際問題といたしましては、仮想のものしかできない。つまり数値が動くわけでございます。実際に、だから人口は動きませんが、たとえば児童生徒数のほうはすぐ動いてしまうわけですから、なまの数字が出てこないのではありません。それから見当が入がかりますので、これも見当がつかない。補正係数の作業がまだ残っておりますので、まことに恐縮でございますが、実際問題といたしましては御要望の資料が八月までは実はむずかしいのであります。仮定の係数はともかくといたしまして、仮定の係数じゃもちろん意味がないのでございまして、うし、実際に基づいたものとなりますと、現状ではなかなかむずかしいので

ございます。○松本賢一君 それでは、まあ二、三日うちにいうようなことは申しませうから、それじゃひとつ将来にわたっての参考になると思えますので、ひとつゆくりでいいですから、ぜひあまり遠くない時期にちょうだいしたいと思うんです。○鈴木壽君 その資料に関連をしても一つ。じゃあ局長さん、いま松本委員の質問に対してお答えになりましたが、いろいろな項目をあげて、これがこのぐらいいふるんだ、こういうお話をございしたので、そういう項目をできるだけ拾って、それに対応する額をお示ししたと、これを見て大体と市町村に分けて、これを見て大体私どもは、しかし必ずしもこれからすぐ出てきませんから、それひとつお願いをしたいと思いますが、いかがでしょう。○政府委員(柴田護君) 提出いたしましたと思います。○鈴木壽君 関連してちょっとお尋ねをしたいんですが、いや、それから私がいま申し上げましたその資料はすぐできますか。○政府委員(柴田護君) ええ。○鈴木壽君 あしたでもできましたら、それからさっき沢田委員からの質問ですが、それに関連したので、時間もありませんから簡単にしますが、税収入の、特に法人関係の税を目一ぱいに見ておるが心配ないかということでございますが、実は私もその点については心配を持っておる一人なんでありまして、それは確かに局長は国のベースでやっただけというんだが、計算すると

すれば、それしか私はできないと思えます。できないと思えますが、実際は三十八年あたりから、特に三十八年度の後半はどうも、それからいまにかけて——これからですね、企業関係のそれというものは必ずしも私はよくなくていいと思っております。これが一体どういふふうになるのか、お互いこれは予想という範囲を出ませんけれども、私は必ずしも楽観されない経済情勢だと思っております。経済の成長率にしまして、実質的にどういふふうになるのか、これは私は予断を許さないものがあるんじゃないかと思っております。そういうことから少し心配だということとは、さつき申し上げましたように、私自身も持つておる財政計画の上ではこういうふうなやっておりますが、ただ財政計画の上でちょっと狂いがくると、こういうことだけじゃない、全体としては財政計画の問題ですが、交付税そのものにも関係してくるわけですがね、基準財政収入額の見方で伸びるという予想した見込みでやっておりますから、ですから私はこれは実際の、地方における税収入の問題と、それから交付税の点から慎重に扱わなきゃならぬ、扱わなきゃならぬといえますか、一つの問題として考えなきゃならぬことになってくるんじゃないかと、こう思うのですがね。しかし、これはいま言ったように、いや私もはこういふふうな見込みだと、いや私の見方はこうだと、いまこれをやっておつてもしょうがありませんが、ひとつこれはずっとあとになるわけでありまして、実際の税収入の決算、この場合ひとつ虚心にこの点について検討をしてみようじゃないか。と

いうのは、これは標準税収入を見ておるわけでありまして、これはいまの段階にもあなただ方、そのほかにどの程度のもが入るか、税目ごとに税務局でこれは押えられようと思うのですがね。その資料をひとついまの段階で出してもらおう、決算の場合に、私も示された場合に、こういうものもみんな一緒にした形で示されますから、あなたの方を見たこれと、これ以上にいよいよ超過課税なり、そういうものによつて出た、はつきりわれわれ決算のあれによつて見ましても仕分けができませんですね。そこら辺をひとつ検討して、何もこれに文句をつけるとかなんとかいう意味でなしに、これは大事な問題になってくる点だと思えますから、これからの交付税の問題なり、あるいは財政計画の問題として重要な意義を持つてくる問題だと思えますから、これひとつあつていま言ったように、将来、年度終わってからのこと、この決算の問題出てきませんけれども、これひとつ検討する機会を資料でやってみたいと思うのですが、まあ用意としてそういうふうなにかがございましてうか。

○政府委員(柴田護君) 法人の事業税、法人税制につきましては、おっしゃる通りに、基準財政収入額を計算いたします場合には、この財政計画上の税額というのを一応のめどにしますけれども、実際にとった額と、それから基準財政収入額上見込みました額との精算をやるわけでありまして。したがって、単年度ではびしょといひかぬ場合が多々ありますけれども、二カ年なり三カ年、まあ大体二年でございまして、長期的にこれを見ますと、

よけい見込んだものは必ず翌年において精算をしていく。したがって、財政に及ぼす影響という事になってまいりますと、実際地方団体が背負い込みになります。分は、県の場合は二割、市町村の場合は二割五分、その食い違いの二割五分なり二割がしわになって地方に寄ってくる、こういうことになります。まあ大体おおよそそういう大きな変動をこれによって与えるということは、長期的に見ます場合にはないだろうとわれわれは信じておるわけでありますが、ただこれがこれだけの税収入がとれるかとねかという事は、お話のとおり私も非常に心配に申します。注目をしておるわけですが、

いいます。ただどういう形になっていくかという事は、まあ三月決算それから四月決算、まあ三、四と九、十という決算がほとんどの大きな法人関係の租税を決定する大部分のものでございりますので、七、八月ごろになってまいります。その本年度の三、四月決算の結果が出てくる、これと前年同期あるいは前々年度同期というものの比較を通じてみれば、おおよそ見当がつく。もともと手つとり早い関係でいいますと、国税の月別の収入済み額というものがこれと早くとも一ヶ月くらいは私どものところは一月半くらいはかかりますが、地方団体から集めるものであります。時間がかかりますが、国税の場合は一月くらいはうちに

も、八月を峠にして、つまり三、四月決算というものと九、十月決算というものが非常に姿がかわった形であらわれてくる場合が多いと見ます。したがって、年度を通じますと、やはり年末近くになりませんと見当がほんとうはつきません。つきませんが、大体傾向は八月ごろにおよその見当らしきものはつく、かように思います。お話を点につきます。後刻そういうような資料を通じて御検討をいただくようにいたしたいと思ひます。税収入は、私どもはしかしこれくらいの税収入はだいじょうぶだというように考え

ておることを申し上げたいと思ひます。○鈴木壽君 これはお話のように、精算があるのですから、また法人関係の税以外にも各団体でこの計算をする場合に、見積もりが大きかったというふうな場合には、あとでまた直してもらえますから。それは私、各団体において大きな問題という意味でなしに、地方財政計画というものから考えていきます。いま言ったような関係係からいろいろ問題が出てきはしないか、こういうふうな思ふものですか、そういう意味で、お互いやはり慎重にこの問題を検討しなければいけません。いやいかと、こういうつもりでいま言ったようなことをお願いもし、将来また検討する機会も持ちたい、こういうのでございます。

以外にどの程度出てくるのか、こういうものをひとつこれはすぐできると思ひます。それからあとで……。私この地方税の審議の際に、もっと時間があれば、そういうようなことまでお願いしたいと思ひておりましたが、あつたらしい中で採決をしてしまったというようない中にもありますので、そのときにお聞きしかねたこととございますので、ひとつお伝えをいたしたい、税のほうからそういう資料をできるだけ早くつくっていただきますようにお願いをしておきたいと思ひます。一応それでは午前中

○政府委員(柴田護君) 法定外普通税につきまして、また超過課税につきましては、この財政計画では標準税収入で計算いたしますから、そういうものは入っておりますけれども、超過課税の状況等につきましては、三十七年度の二百五十五ページ以下に載っております。簡単に申し上げますと、府県につきましては三十七年度では、金額にいたしまして一億八千万で、超過課税やっておりますところは、秋田県と鹿児島県だけでございます。それから市町村につきましては、市町村民税のただし書き方式が非常に多いとございまして、これが大体「ちよつとここに」と思ひます。それから法定外普通税は三十七年度で六億三千七百万円、団体数にいたしまして二百三十七団体でござい

まで休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時二十六分開会
○委員長(竹中恒夫君) 休憩前に続き委員会を再開いたします。

地方交付税法等の一部改正案、三十九年度地方財政計画に関する件について質疑を続けます。

御質疑の方は順次御発言願います。

○鈴木壽君 今回の地方交付税法の改正、さまざまな単位費用の引き上げなり、したがって、できるだけ基準財政需要額をふやしていくというふうな改

の改善、あるいは特にその中で、さつきも午前中の質疑の中にもありましたように、特に財政力の弱いところに、いわば経費配分をしていくようにする、というふうな幾つかの問題があります。一番注意して見なされるならぬ問題は、私は市町村の基準税率を上げた問題だろふと思ひます。従来の改正、毎年のように行なわれておる改正は、そういうことに触れないで、単位費用の引き上げ等、その他の必要な措置をする、こういうことでございまして、少なくとも現在までの交付税の扱いにおいては、基準税率に手を触れたことはなかったわけですね。ですから、私の問題は少しこれは考えてみ

ですか。

○政府委員(柴田護君) 従来県は八割、町村は七割にいたしておりました、主として技術的な理由がおもであつたわけでありました。県も昭和二十八年でございまして、県も昭和二十八年までは七〇％であつたのでござい

ますが、それを義務教育国庫負担金制度ができましたときに、これを八〇％に上げたわけでございます。市町村につきましても、また八〇％くらいまで上げても私どもはおかしくないと思ひますけれども、市町村と申ししても、その中身は非常に千差万別でございますので、技術的にどこまで財政需要をつかみ得るかといったような観点から、従来から検討を続けてまいつたのであります。逐次市町村の財政需要の算定方法につきましても、ある程度の技術的な見通しもついてまいりました。かたがた経費配分という必要性的なものをねらいまして、今回七五％に引き上げることになったのであります。

○鈴木壽君 八〇がいいのか七五がいいのか七〇がいいのか、これは、いろいろお話がございしましたけれども、実は端的に言つて、この点になりますと、お互いこれはこれでなければならぬというふうな、そういうものは出てこないだらうと思ひます。大体こうだらうというふうなことでしうから。ですから、その問題になりますと、いま言ったように正確な、何％が適当であり、基準財政収入額に見るの何十％あったらいいのかという、いわゆる合理性といひますか、あるいは万人を納得させるような、そういう

ものはなかなか出てこないと思うので

すが、その間の事情はどうですか。

入というものの一〇〇%たよってしま

町村全部の事務、仕事、こういうもの

引き上げますと、まさに御指摘のよう

ありますが、しかし、これは逆の面か

から基準税率引き上げ論をやっており

う結果になってしまつて、徴税努力を

の財政需要をまかなえるような仕組み

な結果になるわけでありませう。それは

源というものを与えるべきであるのか

ましたのは、これはいろいろ意図もあ

意つてしまつて結果になりませんか。

市町村に幾ばくかのそういう財源を与

待して改正を行なうといったような態

と、こういう面からもひとつ考えなけ

るべきであらう。私は、私は、私は、

シャウブ勧告で平衡交付金制度を勧告

えること、これはいまの段階では必要

度はとっておりませう。そういうこと

ればならぬと思うわけですね。単に基

言つて、やはりいろいろ財源調整論と

理由にあげられておりますけれども、

うものと、だからかね合わせで考えな

ければならぬと思つておいてよくはな

財政収入額の面からだけではない、一

いふものがなかなかうまくいかないの

その二点から考えておいてよくはな

いだろうか、こういうことを実は考え

てまいつたわけでごさいます。しか

と、いわば自由財源と呼ばれるそう

うか、こういう一連の考え方の動きが

し、ただ基準財政需要額というものの

のは、主として都市的な工業地帯、第

二次産業なんかの発達している地域の

が使つていいという、こういう形のも

の問題と別個に、基準税率というもの

をどこに置くのが妥当かという問題は

考へてまいりますと、基準財政収入額

の算定の中にはいろいろ問題があるとい

いうものはどの程度あればいいのか、

いろいろ検討はしてまいりました。

考へてまいりますと、基準財政収入額

の算定の中にはいろいろ問題があるとい

ふに考へておる次第でございま

ればならぬと思うわけですね。そこで、

で、先ほど自由財源をどうするかとい

うことをお話ししましたけれども、

の算定の中にはいろいろ問題があるとい

ふに考へておる次第でございま

私自身も現行の七〇%、市町村の場合

七〇%、これがあくまでも正しいもの

であり、これを動かしてはならぬとい

う。こゝろを動かしてはならぬとい

う。こゝろを動かしてはならぬとい

信もありませんが、ただ、この問題の

経緯を考へてみますと、私いま局長が

の数字なんかも、大体市町村の場合に

ある程度つかみ得るし、というよう

な、そういうようなことだけではな

のじゃないのだから、もっと申しま

す。これは三十二、三年ころから特

に大蔵省のほうから非常に強い要請が

あったのです。あのころは大蔵省で

は府県段階では九〇%にせい、市町村

段階では八〇%にせいと、こういうこ

とまではつきり言つて、非常に強い要

請があったのです。それを自治省の

ほうでは、いわば一つの抵抗をして、

現在までその率というものは据え置か

れてきておる、こういう経過がある

と思うのです。今回はそうしますと、

そうとう大蔵省のそれに屈したのかと、

こういうふうな私お尋ねをしたいので

税制の運用につきまして、基準財政

収入額というものが、一〇〇%たよ

つてしまつて、徴税努力を

市町村に幾ばくかのそういう財源を

待して改正を行なうといったような

と、こういう面からもひとつ考えな

るべきであらう。私は、私は、私は、

シャウブ勧告で平衡交付金制度を

勧告するに、これはいまの段階では

必要だと思つておいてよくはな

ればならぬと思うわけですね。単に

基準税率というものを、単に基準

税率というものを、単に基準税率

というものを、単に基準税率とい

ふに考へておる次第でございま

私自身も現行の七〇%、市町村の

場合七〇%、これがあくまでも正

しいものであり、これを動かしては

ならぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝろ

信もありませんが、ただ、この問題

の経緯を考へてみますと、私いま

局長が数字なんかも、大体市町村

の場合にある程度つかみ得るし、

というよう、そういうよう、そう

な、そういうようなことだけではな

い、そういうようなことだけではな

い、そういうようなことだけではな

い、そういうようなことだけではな

い、そういうようなことだけではな

のじゃないのだから、もっと申し

ま。これは三十二、三年ころから

特に大蔵省のほうから非常に強い

要請があったのです。あのころは

大蔵省で府県段階では九〇%に

せい、市町村段階では八〇%に

せいと、こういうことまではつき

り言つて、非常に強い要請があ

つたのです。それを自治省のほう

では、いわば一つの抵抗をして、

現在までその率というものは据

え置かれてきておる、こういう

経過があると思うのです。今回

はそうしますと、そうとう大蔵

省のそれに屈したのかと、この

う、このうに私お尋ねをしたい

ので、税制の運用につきま

して、基準財政収入額とい

うものが、一〇〇%たよつて

しまつて、徴税努力を市町村

に幾ばくかのそういう財源を

与へて、これを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

してはならぬといふこと、こゝ

ろを動かしてはならぬといふ

こと、こゝろを動かしてはなら

ぬといふこと、こゝろを動か

付税で八百億程度ですね、ふえる。こういう中で一般的な財政需要の伸びを見ていく、単位費も上げていく、と同時に、午前中からいろいろ話がありまして特に貧弱団体への傾斜配分を認めていく、こういうのでしたら、私はそれはそれでいまの段階では正しいやり方だと思ふのです。それがたいした影響ないかもしらぬというけれども、交付団体と不交付団体合わせて約三百億円の、こういうものが一応これは事実上奪われるかっこうですね。その他の基準財政需要額の全体的な伸び、単位費用の改定によって何かの形で埋まる形はとりましますけれども、一応これは実質上は取られていく、こういう形はとるべきじゃないと思うんですが、いまの段階で。今度はあれですか、さっきからのお話を聞いていますと、あるいは次には八〇％——七五％でなしに、近いうちにまた八〇％ぐらいになる、こういうようなことを予想しておられますか。

○政府委員(柴田護君) 私どもは大蔵省の主張に屈したわけでも何でもないのであります、別に理屈をいって理屈づけをしておるつもりもございません。先生おっしゃったようなつもりで実は改正案を組んだわけでございます。基準税率そのものにつきましては、私は、やっぱり府県と市町村とことさらに区別する理由はないんじゃないか、まあ理由としては、しいてあげますならば、府県の場合は比較的行政が画一的でございますので、基準財政需要額の算定がやりやすい、市町村の場合におきましては、その態様がまちまちでございますので、なかなか団体に応じた的確なもののはじき出せない、特に御

承知の産業行政費を考えてまいりますと、商工行政費でございますとか、農業行政費でございますとか、まだ農業はいいといたしまして、商工行政費に至りましては、ほんとうに団体に よって違うものでございまして、なかなかこれはうまくつかむことができないのでございます。さようなこともございまして、投資的経費に十分な配慮ができません状態にありました時代におきましては、言いかえますならば、どうしても硬直性のある経費というものを中心に交付税を計算してまいりました時代におきましては、どうしても市町村の場合には、そういったものの包括的な取り扱いができなかった。したがって、基準税率をある程度低めまして、その間に弾力財源を置いておくという方法をとりざるを得なかったものであります。しかしながら、最近では、だんだん産業行政の關係の経費につきましても、ある程度めどがついてまいりましたし、また包括算入といつたような方法も可能になってまいりましたので、とりあえず五％程度上げたかどうかということでありま

す。将来は、私は府県と市町村とを税率を区別する必要はないと思うのでありまして、府県の程度まで持つていても別に何かしくない、かように考えております。

○鈴木壽君 これは重大な御発言だと思ひますが、将来府県の段階まで持つていっておかしくないし、そうすべきだという御発言でございますが、そこで、これはそういうふうなお考え——いまここで議論してもしょうがないようなことですが、では府県のいまの八〇％というものでいい根拠というのはい

一体何ですか。

○政府委員(柴田護君) この根拠は、率直に申し上げてございせん。多分に歴史的かつ客観的なものでございまして、しかし二割程度のものを置いておくことが、自主税制の運営、自主財政の運営という面から見て必要だと感ずるのであります、それをさらに引き上げるといふことにつきましては、やはり非常に大きな問題になるだらう。私はそれ以上引き上げることには、いまのところは考えておりません。

○鈴木壽君 これは市町村の基準税率を将来府県段階の八〇％まで引き上げていいじゃないか、あるいは引き上げるべきだといふふうな考え方、ですか。私は、そういう考え方をなさるには、府県段階における二割の自由財源の幅というもののついて、ひとつ合理的な説明なり考え方というものがそこになきゃならぬと思うんですね。それから、かりにそれが合理的に府県の段階ではなされたにしても、市町村の規模、それから府県の規模、特に市町村の場合に三千五百もある中で、いろいろそれは千差万別といひますか、変わった規模、態様の団体に、それを一律に府県と同じように八〇％にするという考え方、これは私は非常に無理があるんじゃないかと思うんですが、そこら辺の各団体間のいわゆる格差とかいうものについて、どういふふうにいまお考えになっておられますか。

○政府委員(柴田護君) 市町村につきまして、非常に団体によって格差がある、態様がまちまちであることは御指摘のとおりでありまして、私もそのように思っておりますが、問題は、基準税率を引き上げてまいります場合には、ただ税率だけ引き上げるわけではございせんので、それに見合つて財政需要といふものもそれ以上に引き上げていくわけでございまして。したがって、その財政需要をどこまでつかめるか、そしてどこまでそれを補償するかというところによるんじゃないか、二割というものは明確な根拠がないと申し上げましたのは、さような観点から相関的にものを見、ある程度連続的な配慮を加えて今日まで推移してきた結果によるものであります、まあ一割といふことになりますと、非常に交付税が地方財政を縛る度合いといふものがきつくなるんじゃないか、かように思つておるわけでございまして。特に最近のように行政の均等化という要請が強くなつてまいりますと、どうしてもある程度財源補償の機能といふものが強まつてまいらざるを得ない。その限りにおきましては、どうしても基準財政需要額の算定方法の合理化を通じて財源が財源の貧弱な方向に流れ、しかも交付税の整備を通じて必要な財政需要の相当額といふものが補償されるというところがやっぱり必要じゃないか、かと、そういうことから言ひますならば、町村につきまして基準税率を引き上げていくという傾向をたどるのは、これはある程度は当然の傾向じゃないか、と、さういふことには思つてござい

ます。しかし、先を来申し上げておきますように、八割をこえてさらにということになりますと、やはり地方財政の自主性という観点から、非常に大きな問題が出てくるんじゃないか、八割まではすでにやっておるから、その辺まではやってもさう大きな問題がないじゃないか。ただし、需要の算定方法によりましますけれども、需要の算定方法さえ的確なものがついていくようであれば、その辺まではやっておかしくないじゃないかといふことではございまして。

○鈴木壽君 いまの交付税の基準財政需要額の算定が各団体のあらゆる行政事務の必要な経費を満たすと、計算上。こういうたてまえに立つたならば、そしてそれが行なわれるとするならば、これは基準税率といふものは、理屈からすればうんと引き上げていいし、場合によっては税全部をそのまま基準財政収入額に見てもいいと、理屈からはそう言えると思うのです。ただ残念なことといふか、あるいはいまのそれからいひますと、交付税に見る基準財政需要額といふのは、いわば何といたか、義務に必要なものを中心とした財政需要の見方、したがってこれに捕捉されない、見られない幾多の仕事に必要な経費といふものがあるわけですから、そこでその場合に捕捉されなかったもの、算定のほらなかつたもの、こういうものをやるための、いわば自由財源といひますが、こういうものをある程度持たせなければならぬと、さういふことになると思ひますね。その場合に、さつきもお聞きした、話が触れましたが、一体自由財源といふものはどの程度——いまのこういう制度のもとにおいて、いまの財政需要の見方のこういうものにおいて——持たせるべきか、これは私はやっぱり当然考へてこられなければならぬと思ひます。また、さういふ面から、市町村段階では、この交付税の基準財政需要額に見られないものが、さつきあな

たもお話しされましたが、府県段階より、はるかに多いものがあると思うのです。ですから、必ずしもその場合に基準税率を府県段階まで上げるといことは、一般的な言い方でありまして、これは、市町村にとっては非常に困る事態が出てくる、私はこういうふうに見る。もっと基準財政需要額があらゆる行政事務のすべての経費を補填できるような形で、それを補償するような形で立てられておるならば別ですよ。しかし、これはいろいろの私ども注文がありますけれども、とにかくそれができないという、こういう中で――ですからそういうものを、根本に手をつけないで、一方にこういう形で基準税率というものを上げていくということは、私は問題がある。単に財源の調整とか経費配分とかという問題でなしに、いわゆる自由財源の与え方、そういうところに一つの問題がある、私はこういうふうにいるんですがね。この点について、いま申し上げたようなことについてのお考えがありましたら、ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(柴田護君) 私ども実はそういうことをずっと聞いてきたわけでございまして、財政の実態を考へてみますと、どうもそればかりではいかぬのじゃないかという感じを最近私は持つのであります。それは結局その自由財源として財源を税の形で保留いたしますことが、財政需要額の算定のワケ外に置かれた財政需要額というものと、どのような関係に立つか、こういう問題でございまして、でもっと簡単に申し上げますと、ワケ外に置かれた財政需要額というものは、ワケ外に置かれた

税収入に比例しておるだらうかといひますと、比例してはいない。むしろワケ外に置かれた税収入よりか、もっとゆるいカーブでもっとワケ外に置かれた財政需要額があるんじゃないか。つまり自由財源として残すものは、税収入のカーブに即するものではなくて、財政需要のカーブに即すべきものじゃないか。そうならないと、あまり基準税率を低めておいて税の形で財源を保留するということは、一見自治の精神を尊重し、また地方団体の自由活動を伸ばすような形でございましてけれども、今日の税源配分の不均衡といひますか、税源の不均衡からいひますならば、逆の結果になるんじゃないか。

それならば、むしろそういう貧弱な市町村の財政需要というものを包括的にこれをとらえて、そうして財政需要の形において弾力財源を与えていく方向をたどったほうがいいんじゃないか。しかし、それも限度があつて、あまりそれを大きくとりましますと、やっぱり自主財源という観点から見ますと問題が起りますので、まあせいぜい限度は八〇%じゃなからうか、こういうふうにいるのでございまして。実際のいろいろな団体についてやってみますと、そういう傾向が出てくるわけでございまして。それがまた、非常に一生懸命に算定方法の合理化をはかつてまいりまして、まあかつ交付税の算定基準が不合理だといふことを、特に末端の弱小市町村から言われるゆえんじゃないか。これは交付税のいまの仕組みの本質にまつわる問題でございましてけれども、そういう問題を考へてまいりまして、やはりそういう方法をとって

くほうが現実じゃないかというふうに私どもは考へている次第でございまして。

○鈴木壽君 基準税率の引き上げの問題については、さき申し上げたような考へ方を持っておりまして、一方、それと関連して考へなければならぬこゝういった自由財源というものは、一体それじゃどうあるのかと、こういうことになりまして、一応基準税率の問題と切り離して私これから少しお伺いしようと思つておつたのですが、ちょうどあなたのお答の中にもありましたのですが、自由財源というものの与え方といひますか、保留のしかたを、いまのような形で単なる税収入の面から基準財政収入額の七〇%なら七〇%、七五%なら七五%とはじいて、残りを自由財源として与えて、はたしていかのかどうかという問題、むしろ基準財政需要額との見合いにおいて考へなければならぬのじゃないだらうかと、こういうふうにお話しになつたように聞きました。私も実は自由財源そのものとして考へる場合には、そういうふうにずっと考へてきたわけなんです。ですから、さきにお尋ねしておることと多少問題が、理屈も変わつてきたような感じを与えるかもしれないんですが、その自由財源のあり方といたつたようなものを、いま言つたような形でひとつ考へてみたいと思ふのであります。実はこの七〇%、七五%あるいは八〇%、大蔵省が言つてゐる九〇%というふうなことでいろいろ私各団体の実態について調べてみたのです。これはもちろん全部調べられませんが、まあ例として調べたうちの府県段階のことを一つ申し上げますと、何といひ

ますか、自由財源のそれに大きな幅があるのです。これは皆さんよく御存じのうちに、これをこのままにしておいていいかということ、実は端的に追求してゐるわけですね。三十六年度、三十七年度とありますが、三十八年度はまだ私は調べておりませんが、現行の八割、二割ということ、二割のそれをとてみますと、同じような規模の府県で、人口その他からして同じような規模の府県であつても、相当な自由財源のその額に差がでる、そうしてこれは、端的に言ううと、貧乏な県は、やはり自由財源も少ない。いまの税制からしてやむを得ないでしょうが、こういうのがはつきり出てゐるし、あなたの方で自治省で各都道府県の財政力を出しております。すなわち、A、B、C、Dと、これを当てはめてみると、実におもしろい結果が出てくるわけですね。ですから、これをやりばりこのままにしておいて、やれ財源調整だとか財政のバランスをとるようにするとか、経費配分とかいひても、実はおかしいことになつてくるんじゃないかというふうにお尋ねわけですね。ちよつと例を申し上げますが、三十七年度のそれからしまして、東北のほうから申し上げますと、青森県では五億七千万円の自由財源がある。岩手が六億四千四百万円、宮城九億八千七百万円、秋田が四億八千二百万円、山形が五億二千六百万円、福島が九億六千八百万円、こういうふうにあります。茨城に比べると約十四億、埼玉に比べると二十億、東京は別格でしょうが二百五十億にしております。これは、非常にアバラシですが、これがはたしていわゆる基準財政需要額を一つめどと

して、その団体における基準財政需要額と大体並行した形であるかといふと、そうでないですね。同じような基準財政需要額の規模の団体が、いま言つたように大きな差がある。たとえば福島では百七十億八千九百万円と基準財政需要額が出ておりますが、これに対して自由財源は九億六千八百万円、十億足らず、茨城は百四十一億二千百万円、福島より三十億財政需要の額に比べては少ないのであります。自由財源は十三億六千六百万円、例をあげると、いま言つたようにたくさんありますが、こういう状況からしてですね、自由財源というものを、ひとつやはり考へ直して見る必要があるんじゃないか、これをこのままにしておいて、やれ経費配分とか、やれ何とか言つても、おかしいことになつてくるんじゃないか、そうなりますと、私は交付税のいまの基準税率という問題も、根本的に考へ直す必要があるんじゃないか、こういうふうに思ふのですが、十分こういうことについての御検討をなさつておると思ひますが、どうでしょう。いわゆる自由財源という問題について、現在までの御検討の結果から考へる方なり、あるいは将来の問題としてどういふふうにお考へになつておられるのか、できましてらひとつお聞きたいのです。

○政府委員(柴田護君) まさに御指摘の点は、現在の交付税制度の基本問題であります。基本問題でありますし、同時に、基本的にはひそむ欠陥と申しますか、欠点と申しますか、ということだろふと思ふのです。私も実はそれは前から気づいておりました、もう十年くらい前になりますが、新態容補正

というものをやったことがございいます。これは一般会計の起債の大幅な削減を、どうして一般財源で救うかというときに手荒い、荒療治の一つとしてやったわけでありますが、そのときの考え方は、やはり財政需要の見方の中に、財源的な税源のアンバランスというものをどういうふうな形で織り込んでいくかという形をとったわけでございます。いまでも残っておりますが、しかし、これはあくまでも暫定措置と考えておまして、将来はこれは発展的に解消すべきものだという考え方をとってきたわけでありまして、それは、やはりこういう自由財源のアンバランスというものを幾分でも直したいと、こういう気があったわけでございます。その後、新態容補正なるものは逐次発展的解消をしましてまいまして、今日では、いわゆる人口、面積等による投資的経費の包括算入という制度をとったり、あるいはまた公債費について財政力を逆算して、補正計数をかけていくといったようなやり方をとって、この間の問題をなしくずしに補正をしていく。つまり自由財源というものの与え方のアンバランスというものを、基準財政需要額の是正によって補っていく。税金のないところは弾力財源をどこに置くかといえ、交付税しかないわけでございますので、交付税の中にそういう弾力条項を織り込んでいく、こういう考え方は実はとってきておるわけでありまして、その結果、かりに人口一人当たりの一般財源の需要というものを調べてみますと、大体貧弱府県ははるかに多くなっております。それでも貧弱府県におきましては、まだ投資的経費が要るわけであり

ます。その投資的経費の算定のしかたに問題がまだ残っておりますのだというぐあいには私は思っておりません。一ときに比べますならば、少なくとも昭和二十七、八年ごろの交付税が、ほんとうにその持つておりますメカニズムだけで考えました場合には、今日のほうが、はるかにこういって交付税の持つ欠点というものは、実際の財政需要というものとかなり合せて考えますと、ずいぶん直つておると思うのでございす。ただ、いまおっしゃいましたのは、需要の中に入っておりますものの、そのそういった正面というものの、それを勘定に入れずにおっしゃいましたので、まさにおっしゃるとおりでございますけれども、需要の中に入っておりますそういうものは正面を勘定に入れますと、こういう激しい傾斜にはなりませんで、相当直つていくというふうに私もは考えておるわけでありまして、いまの包括算入額というものの額は、府県、市町村突込みでございまして、七百六十億前後のものが入っておりますわけでありまして、こういうものを通じまして、いま御指摘になりました点の是正をはかつておる、こういうことでございます。将来は、申し上げましたような投資的経費の算定方法というものがつきましてまだ問題が残っておりまして、そういう点をさらに改善、是正していききたい、かように考えておる次第でございます。

○鈴木壽君 そうすると、お考えは、こういういわゆる自由財源のアンバランス、と言つちや言葉が適当であるかどうか、まあ各団体において非常に差がある問題を、財政需要額の見方の中で何とか解決をしていく、こういうふうなお考えと聞いたのですが、それでよろしゅうございすか。

○政府委員(柴田護君) さようでございす。

○鈴木壽君 それでもなおかつ、しかし財政需要額の算定の中で解決をしていくといつても、実はそれは一般的な算定のしかた、まあ特別に、何といひますかね、財政力の弱い団体とか何とかいう配慮もあるいはあります、それにしても、一般的な、どここの団体にもやはり適用されるような形の中で、多少そういうあなたの方の考えているような差をなくしていく、薄めていくようなそういう方向しかとれませんか、これは。

○政府委員(柴田護君) 全く特別なものだけね打ちというわけには事実上できません。しかしながら、全体のカーブを描きます場合に、そういうところ、非常に厚く、そういう関係の少ないところには薄くというカーブを描けるわけでありまして、そういう形で補正を組み、また単位費用の中での算入方法等も考えていく、こういう考え方でございす。

○鈴木壽君 端的にいつて、いまの交付税制度というものは根本的に変えなければいけないところなんでありまして、大体自由財源といつても、その団体のいわゆる財政の規模ですね、特に一つの目安になるのは、いろいろまだ不完全な形ではあるけれども、基準財政需要額というものを一つのめどとして、これに対応できるように自由財源といふものを持たせるということが、私はいまのこういう形における自由財源の与え方というものは、より合理的であらう、そうしてそれは各

団体間のアンバランスというものの、したがって当然いまのような形よりは、はるかに是正された形で出てくるのじゃないか、こういうふうに思ふのですが、もつと申し上げますと、基準財政需要額の一定割合をめぐにした、たとえば百三十億という基準財政需要額という団体があれば、その一割とすれば十三億になりますね、そういうものをめぐにした何か考え方、自由財源の与え方というものは一体どうでしょう。

○政府委員(柴田護君) それは昔から実はある考え方でございます。特に東北方面の方々からそういう意見を出されて、私も何べんも検討いたしました。ただそうしますと、税収入をフルに計算することになります。フルに計算するということは、結局税務行政というものを、交付税制度を完全に規制してしまうことになる。それはシャープ勧告を引いて恐縮でございますけれども、シャープ勧告に指摘がございすように、やはり税務行政の徴税努力ということに阻害を与え、そういう形から、私も望ましいとは考えておりませんが、御指摘のございましたように、問題点があることは重々承知しておりますので、いま申しましたような方法でもって肩がわりをさせていただきたい、かように考えておるわけでありまして、なぜそのように考へますかといふと、自由財源がなぜ要るかといふことは、結局後進地域の府県のことを考へますと、やはり先進地域に追いつくように諸般の行政施設水準を高めていく、これを充実していく必要があるわけでございます。それに

関連していろいろ付帯的な行政事務もあるわけでございますが、したがってそういうものに見合ったものを、そういう府県市町村について財政需要を十分見ていくという形をとれば、それで事足りるのじゃないか、それがむしろ今日の交付税のメカニズムを阻害せず、しかも配分が合理的なものになつていくならば、それで十分いいのじゃないか、それでもどうしてもいかにぬということになれば、それは交付税制度というものをぶちこわして新たに考えることは必要になってくるかもしれないが、いまの段階では、それが可能ではなからうか、したがって、可及的にその実現をはかつていく、こういう態度をとっていきたいというわけでございます。

○鈴木壽君 いまの交付税制度の中で実行が可能だ、しかしこれは実は簡単ではないですわね。さっきも言ったように、特殊な団体だけをねらった交付税の算定のしかたというものは、これはあり得ないんです。全般的には基準財政需要額が上るかとか、それからある経費についての充実は期せられたいしうけれども、残っている、いわゆる自由財源として持っているものというものは、やはり依然として大きな差がある、一般的な言つて、これは私は少し無鉄砲なことを言うように聞こえるかもしれないが、また私も東北だかおらといつて東北のことばかり考へるんじゃない、どうも自由財源の与え方というものが、私は現在の地方団体の財政のいろいろの問題、それからして放置できないような感じがするんです

がね。さつき私は府県段階のことを申し上げましたが、人口五万くらいの都市のもの、それから十程度のもの、二十程度のもの、こういう幾つかの団体を拾ってやっぱり同じようなことをやってみたのでありますが、名前ははっきり言ってもいいと思いますが、まあやめましょう。ある市では、基準財政需要額が——これは人口五万程度の都市であります——三億四千七百万円。それに対して自由財源は三千百万円。同程度の人口のもので、基準財政需要額が一億八千七百万円、大体半分の財政需要額を持つておる市が、逆に自由財源は四千七百万円と一五〇%くらいふえておりますね。こういうふうに見てまいりまして、人口十程度の都市で、名前を申し上げましよう、福島、郡山市、基準財政需要額は三十七年度で三億八千四百万円に對し、自由財源が七千九百万円、岐阜県の大垣市、基準財政需要額が四億一千九百万円、わずかに三千万円足らず多くなっていますが、自由財源は一億一千七百万円、大阪の守口市、四億四千九百万円の基準財政需要額という、こういうところで自由財源は一億四千二百万円。二十万くらいのものもってありますが、こう見てきますと、やはり地方の団体のいわば税から出てくる金を使って多いとか少ないとかいって、どうのこうのと言うことは、これは一つの問題にはなるかもしれぬけれども、しかし、何といつてもこのままにしておいてはうっておいだのは、ますますって団体間のバランスというものがくずれていく、こういうふうに見ざるを得ないわけですね。この際、何とかやっぱり考え直して、交

付税の根本に触れるかもしれませんが、あるいは税源のいわば市町村におこる固有の一つの持っているものに対して手を加えるようなことになりまますから、非常な大きな問題ではありますけれども、これはしかし何ともしてもほおっておけないような感じをずっと私は数年前から持っておるんですがね。あなた方もしばしば検討なさったと、しかし、どうも税制のたてまえやら、あるいはその他の理由等からして、そこまではいけないから、現在の基準財政需要額の算定の中でこの問題を消化していきたいというふうな考え方だとおっしゃるんですが、この点、もうちょっとこれは検討してみよう必要があるんじゃないかと思うんですね。そのために必要であれば、私は、いまの交付税のたてまえというものも変えてこなければならぬんじゃないか、こういうふうな思うんですが……。

○政府委員(柴田護君) 先ほど来るお答え申し上げましたように、現在の交付税の中にあります非常に基本的な問題でございまして、私も従来からいろいろ検討してまいりましたし、今後ともさらに検討してまいらるつもりでございます。ただ、先ほど来御説明のありましたケースにつきましては、まあ特殊なその町の態様等がございしますから、これをもう一がいこの差と自由財源とのバランスというものが、即交付税の算定方法の欠陥等に結びつくかといえ、そこにはいろいろ問題があるかもしれない。まあしかし、ごく率直に言いますと、この間の配慮というものがまだ欠けるところがあるだろうということは、私も重々承知しているわけでございます。だから

らこそ、また包括算入の制定を強めてまいったり、あるいはまた弱小団体の基準財政需要額について相当大幅な傾斜配分的な割り増しを考へたり、というふうなことをしてまいっているわけでございます。まあしかし、いまの交付税の持つ機能、この算定の一つのやり方というものをそこなわずにやっていく方法といたしましては、どうしてもそういう面から投資的経費を中心として算定方法の強化を通じて、自由財源の持つアンバランスというものを是正していく、こういう方向をとっていくのが一番いいんじゃないか。それがどこまで可能かという問題があるわけでございます。で、できるだけやってみよう。そこで何か壁にぶつかれば、ぶつかつたときに、そのぶつかつた原因というものを考へてみて、どうしてもいかぬということになれば、これはまた根本的に考へ直さなければいかぬと思ひますけれども、私も、いまのやり方を強めていくことによって、問題はほとんど片づくんじゃないか、実はこういう気持ちを持っております。それは、何と申しますか、自信過剰と申しますか、そういううまいな措置だとおっしゃるかもしれないが、いままで実際の相違について検討してまいりました経過からは、ある程度いける、そういう感じを持っています。わけでございます。しかし、なお十分そういう方向で、先生の御指摘の方向とはやや違ふかもしれないが、目的は同じことであります。そういう目的が達成されますように、十分検討してまいります。

○鈴木壽君 私、さつき府県の自由財源のそれと、それから五万都市あるいは十万都市のうちの二、三について申し上げたのですが、町村にまいりますと、やっぱり自由財源の幅というものは、まことに小さいわけですね。ほんとうに取るに足らない額じゃないわけですね。中には二、三百万円程度、これはその村の税収というものがきわめて少ないものだし、そういうところもあるんですね。ですから、それが交付税のいまの——従来からもやってきたし、これからもやっていくとおっしゃる——基準財政需要額の見方、あるいは包括的な算定のしかたから、できるだけ傾斜的にやってみよう、こういうふうな中でうまくカバーされていけばいいんですが、私は、必ずしもそれが簡単なものだとも思はないんですが、しかし、これはいまここでお互いに数字を出してやる問題でもないようでございます。それから、じゃ、あとでまた、たとえばことしの交付税の配分の結果から、従来一体どういふふうになつてきたのか、あるいは将来どういふふうな方向にいくのか、そういうものも御説明を願う機会があると思ひますが、この問題、特に私は現在のような制度で自由財源というものが与えられている、これからくるアンバランス、これを一体どういふふう調整していくのか、私は大きな問題として考へていたかなければならぬと思ひますから、注文めいたことにならなければ、私の考へていることと必ずしも一致しているわけじゃありませんけれども、ほんとうに真剣にやっていたきたいと思うのであります。

自由財源と基準財政需要額との比率で見ていって、これとあなた方が従来使っておりましたいわゆる団体の財政力指数から分けましたA、B、C、D、E、こういうものに当てはめてまいりますと、これは県の段階であります。自由財源を基準財政需要額で割って百倍したパーセンテージで、一〇%以下というのがみなやっぱりEクラス、Dクラスです。四%以下というのが、秋田、高知、鹿児島、これはやっぱり貧乏県ですね。青森、岩手、山形、島根、徳島、佐賀、まあみんなEクラス、中に一つDクラスがありますが、そしていわゆる、何と言いますか、富裕県——必ずしも富裕でもないでしょうが——通称言われておるような東京、神奈川、大阪——大阪なんか三七・五%、神奈川は三四・七%、東京が三一・六%、一方にはわずかに三・五%とかね、こういう状況ですね。富裕団体とかそうでない団体というのは、これで出ているのじゃないかとすら思うようなのが出てきます。決算額から拾ってみても、決算で、最初に決算額と自由財源とのやつを拾ってみても、ほぼ同じような傾向が見られます。決算との対比で二%以下のやつが秋田、山梨、島根、徳島、高知、宮崎、鹿児島、これは貧乏県と定評のあるところですね。二%から三%以下のところが青森、岩手、山形、福島、新潟、福井、長野、奈良、和歌山、この三%以下のところがもう大半ですね。そして決算との比較からして、やっぱり大阪、神奈川、愛知、東京というふうないわゆる富裕団体といわれる不交付団体のところが、高いものは一四・五%、あるいは一三%、こういう程度のものが出てきています。決算額から比べてみても、単なる基準財政需要額でなしに、

決算から比べてみて、こういう一つの結果が出てくるわけですね。

やっぱり私はこの問題を今のような形で放置できないものだという気持ちで強めておるのですがね。ですから、改善の方法としては、まあ私も無鉄砲なようなことも言いましたが、そういうものも考えられるのではないかと。また局長がおっしゃるように、現在の基準財政需要額の算定のその中で、だんだん解決をしていきたい、こういうふうなお考え方は、これはまあいまの制度そのものからしますと、あるいはいまの制度を認めるという前提に立てば、そういうふうにいかにざるを得ないと思えますが、私はもう少し地方団体の財政なり仕事のそれから見る必要性、そういうものからして、思い切つてやばりここで切りかえる——という言葉は少し適確でないかもしれませんが——そういうことを考えるべきじゃないだろうか。何も均一的にどの団体もみな頭をならすようなことを私は考えているのではありませんけれども、しかし実際はいま言ったようなことでございまして、どうしてもやはりここで思い切つた手を打たなければならぬんじゃないだろうかという気がするのであります。あまりしやべり過ぎたようですが、やはり御検討にはなつておるし、方向としては基準財政需要額の見方の中でやつてまいりたいという気持ちのようでありまして、重大な問題として緊急事項ということで約束しましょう。

○政府委員(柴田護君) 私は証拠を持っておらぬのですから御説明しにくいですが、たとえば昭和三十一年——三十一年ころの補正係数なり

あるいはあの当時の算定方法をもっていま算定すればどうなるかということ、たとえば島根県なら島根県についてやつてみて、現在の算定方法ではどうだ、その差額はこうだ、そうすればいま私が申し上げましたことがそこにあつておるんだということが明らかになるわけで、これを御納得いただくたいわけですが、私も少なくともそういう配慮を加えてまいつたわけですね。したがって、自由財源のアンバランスと申しますか、非常に傾斜のきつ部分、そういう面は是正を通じて相当直つておると実は思つておるわけですね。と申しますのは、いまの一般財源総額というものを、人口一人当たりの額に割り直してみますと、いわゆるおっしゃいました富裕団体というものがずっと高くなつてゐる。最近の傾向はますますその傾向が著しくなつてゐる。それは貧弱団体において投資的経費が必要であるわけですね。また、それに見合う財源を与えてきておるわけですから、当然そうなるのがあたりまえの話ですが、そういうことから考へてみますと、るる御指摘のありました点は、私どものやり方では、私どもなりに相当程度直つてきてゐると実は思つてゐるわけですね。しかし、それでは現在で十分かと申しますと、まだ十分ではありませんし、率直に言ひまして、市町村の段階になりますと、特に弱小都市、いまあげられました五万、十萬の段階になつてきますと、その辺のところはまだ問題が残つておると思ひます。それはいつかお話ししたいと思いますけれども、産業行政費というものの見方が非常にむずかしいのであり

ます。実際には基準財政需要額に算入されない経費というものが實際問題としては必要経費みたいな形になつてゐる。それが行政秩序を混乱してございまして、財政的にそれをなまで織り込むわけにいかない。その辺に交付税算定の非常にむずかしさがあるわけでございますけれども、そういう意味から申しますならば、御指摘の五万、十萬あたりにおきましては、やはり問題が相当残つておるだらうと私も存するわけでございます。もちろん検討につきましては従来からもやつてまいりましたし、今後ともやらなければならぬと思つておりますし、お約束はもちろないたします。ただ、私どもも私どもなりにやつてきたということをぜひ御了承をいただきたいと思つ次第でございます。

○鈴木壽君 これ以上やつてもしようがないと思ひますがね、私、自分のほうの県の各市町村のやつも実は調べてみたのです。三十六年度、三十七年度のそれで調べてみて、三十八年度のやつは、調べても同じような結果だらうと思つて、いま手はつけないでおりますが、こういうものから私ども見て、同じような規模の町村の間で、そうして基準財政需要額も算定をして、大体似たような規模のところ、そうしてしかし自由財源というものは相当大きな差が出ておるといふようなものもありまして、私は同じようなことを何べんも申し上げますが、どうもいまの市町村の財政状況なり、あるいは仕事のやり方等からしまして、これはこのままにほうつておけない問題だらうというふうに出て、こういう機会に申し上げて、またお考えも聞いたわけな

んですが、ひとつこの点ですね、やつてみたわけけれども、どうもこれしか方法がないのだということでもなしに、ひとつ御検討いただきたいものだと思います。

いまの自由財源の問題はこの程度にいたしますが、最近の交付税法の改正で私も考えなければならぬと思ひますことは、いろいろ、何といひますかね、国の施策の、しかも各地方団体全部にまたがるようなことでなく、特殊なものに對してのそういう施策が行なわれることがあるが、それに対する必要経費というものを、この交付税の中に織り込んでおるものが出てきておるといふことで、たとえば農業構造改善のための金ですね、こういうのは交付税の中に県段階においても市町村段階においても入つてきてゐますがね。これはある意味においては全体的な農業施策なり、そういうものにも関係が出てくることでございまして、一がいかにどうのこうのとは、あるいは言えないかもしれませんが、あるいはに顯著な例として、県の段階について言いますと、いわゆる構造改善事業に對する交付税の算定ですね、こういうものは交付税の中で取り扱うべきものであるのかどうか。これはことしに入つたこととばかりいひませんが、まあ、さつきも言つたように、最近の改正の中にそういうものが入つてきますね。国が構造改善事業に對してある土地を指定をし、指定をした地区に對して、仕事をするために国が補助金を出し、あるいは起債をする、それに對して県が補助をする、その補助のための金が交付税の中に入つてきますね、しかもその地区というものは、県

内のきわめてわずかな一部分の地区に限られた仕事なんですね。県内に大体平均、まあたとえば二カ所とか三カ所というふう指定される。その指定された町村でもその区域でも、ある部落を中心とした、きわめて小範圍の地区の仕事がいま行なわれている、いわゆる構造改善事業のそれなんですね。こういうのは、いわば特定の一小部分の地区で行なわれる。しかも国の一つの農業政策、産業政策の上から行なわれる特殊なこういうことに対する県補助をさせる、そのための裏打ちを交付税でしてやるのだ、こういうことは、私はちよつと交付税の少なくとも現在までのたてまえからすると、おかしなことになるやつておるのじゃないかと思ふのですが、そういう点、どういふふうになつたのか、ひとつお聞かせいただきたいと思ふのです。

○政府委員(柴田護君) お話のように、非常にさつまつなものまで一々交付税が追つかけるということは、交付税制度の趣旨からいひまして、いささか問題があるかと思ふのであります。が、農業構造改善事業というものが、いまは、何年間の計画で相当の地域にわたつて、ほとんど全府県がこれに関係を持つ形になつて行なわれる。たまたま一つの年度では、御指摘のように、ごく小地域でございませうけれども、やがて何年間か計画を終わりましたならば、ほとんどの府県がほとんどといひますが、すべてでございませうが、それぞれ相当の市町村について関連を持つというふうなことになるわけでございます。そこで、府県もやはりそういう大事業に関与

するのだというたてまえでもありませんので、それについては平均的な形において交付税にこれを織り込む、こういう形をとったのでございます。あまり補助金等ばかりにたよることもかえって補助金からくる制約もあるものでございまして、なるべくはそのような形をとらずに、一般財源の形で与えるほうが、むしろ現地に即した行政が行なわれるであろうという、まあ本来の趣旨から言うならば、あまりさまたつものはともかくといたしまして、ある程度の、相当規模によって行なわれ、しかもそれがその団体としてやはりタツチすべきものというたてまえに立ってまいりますものにつきましては、交付税に織り込むこともやむを得ないのじやないか、こういう形で推移してきたわけでございます。まあやかましく議論を言いますならば、幼稚園というようなものをつかまえても、幼稚園をどう見るかという問題と関連するわけでございます。国がするわけではございませんが、やはり相当の市町村において幼稚園を経営するのだということを常態と見て措置をしてきておる。それと似たようなものでありますならば、交付税に算入してもいいんじゃないか。むしろそういう形において与えるほうが、補助金行政の弊を断つためにも、むしろいいんじゃないか、これぐらいの感じでございます。したがって、あまりこまかい、御指摘の、ほんの小さな地域だけにかかわりますようなものにつきましては、交付税へ織り込むことは不適当と考えております。

○鈴木壽君 これは、何か裏話を、わかったようなことを言ってますまいの
ですけれども、あなた方自身の発意じゃないのだと思うのです。国の補助金が足りない、それでは構造改善事業というものは進まない、府県にも持たせよう、府県でもこれから持てたいわね、困る、何か裏づけをしてもいいな、困るじゃないか、こういうことから、私は市町村全体の農業行政関係のものとしてならばわかりますよ、県がそういう形で出す金の裏づけをこの基準財政需要額の中に見ていくというふうなこと、これは私は問題だと思ふのです。いまお話を、この構造改善事業は、今後長きにわたって行なわれて、全府県あるいは全市町村にわたるであろう、こういうふうにおっしゃいます、しかし、これはこれから数年行なわれる。そういうやられていく区域は、かりに一つの村なれば村として、きわめて小部分地区です。部落一つか二つ、その周辺のたんぼあるいは原野とか、そういうようなところを対象にした総事業費が、いろいろな支出をして、わずかに一億か一億一千万円でしょう。きわめてわずかな部分の仕事しかいまの段階では考えられておるが、だから幼稚園の例をあげられましたが、なるほど、うまいことをおっしゃると思うのですが、幼稚園とはまた性質が違ふのです。幼稚園に対するこれからの住民の希望なりあるいは要請なりというものと違ふ。幼稚園のやつはその他の教育費の中に含まれておりますけれども、これは、しかしいまの行なわれておる農業構造改善事業というものは違ふ。しかも一つの政策的な仕事なんです。事の性質がどうなるかわからぬことなんです。言ってみれば、そういうことの金というものは、もし見るなら、交付税で見るというなら交付税の率、それこそ〇・一％でもいい、〇・〇一％でもいい、そういうふうやした中で見るなら……とにかか三十八年度でどのくらい出ていますか、二十何億出ていますね。

○説明員(山本信君) 府県分の農業構造改善事業につきましては、土地基盤整備事業の二割でございます。三十八年度はたしか十二億でございます。三十九年度は二十八億でございます。
○鈴木壽君 三十九年度では二十八億、不交付団体が二億ですから二十六億の金が交付団体にいくというわけでございます。私はこれはどうも大きな交付税の中で、しかも県段階でこれだけ使うというところは、私は惜しいと思う、ほんとうを言へば、いまのよう、私も何も構造改善事業に反対だからということじゃなく、こういう性質のものは、私は別に補助金なり何なりの形で扱われるべきものだと思ふのです。何でも交付税の中にしりを持ってこられる。たとえば話は少し飛んで恐縮であります、今回の住民税の減税に伴うこういうやつだ、こういう中にしりを持ってくるのはまことに私はけしからぬ話だと思つていますがね。町村にしてみればどういふか、こうでもないから、とにかく穴を埋めてもらったほうがよいと喜んでいられるかもしれません。交付税そのものからすれば、私はこういうことは避けるべきだと思ふのです。やはりこれはこれからのつとに続けていかれるということなんでしょうかね、いかがでございますか。
○政府委員(柴田護君) 農業構造改善につきましては、いま申し上げました

とおりの考え方をとっております。まあこの措置がとられます背後の問題は、実は私は承知いたしておりますけれども、私は、今日算入されておられます考え方といたしましては、先ほど来申し上げましたものの考え方に基づくものでございます。住民税の補てん問題につきましては、前に御説明申し上げましたとおりの考え方に基づいてございまして、しかし、お説のいうことも、これは私も困るものでありまして、筋の立つものは持ち込んでみると、ある程度一般財源で与えるというやり方をするほうが妥当な場合が多いと思ふ、そういう意味合いからは交付税に織り込むことも筋さえて立てば私はいいと思うのでございますが、ただ御指摘のようなふに、何でもかんでも交付税だということは、私もどしどしは、態度としてとっておりません。
○鈴木壽君 結果としてどうも何もかも持ち込まれていくんじゃないかというふうな思ふのです。これは、実は反面私は同情申し上げておるところもございまして……ほんとうですよ。しかし、交付税のたてまえというもののから、やはり拒否すべきものは拒否をして、大蔵省あたりで何でもそれで見たらいいんじゃないか、普通交付税で見られなかったら特別交付税で見たらいいんじゃないか、向でもそうやるような傾向を私もは見えておりますが、と同時に、またほかの関係で、農林省あたりでも、いまのような例からいたしまして、何か見てやつてもらいた

いというふうな持ち込んでくるだろうと私は想像するわけですが、誤っておれば私はそれでいいんですけれども、何かこういふことに對しては、もつときちつと交付税のたてまえなり、現行でもいろいろ問題はあっても、しかし、やはりたてまえだけはあまりくずさないような形で私はいいてほしいと思ふのです。同じような性質の問題だという意味じゃありませんが、たとえばもう一つ申し上げますと、新しい道路五カ年計画が策定されるわけですが、今度道路費についてうんと見ていかなきゃならぬと、道路はやらなければいけませんよ、現況からして、私も何もほうっておいていいというものじゃありません。やらなきゃいけませんけれども、こういういわば一つのそのときどきにおいて変わる、こういう施策によって、とにかく何でもかんでもこの中にぶち込んでおいて、その経費をひねり出させようとするという、こういう行き方というものを、私はとるべきじゃないと思ふのです。一体道路の状態から、道路費、土木費はどうなるのか、こういう算定の上に立って、しかも計画的にやるというそれを、単位費用あるいは基準財政需要額の中に見ていくという、こういうたてまえははずさんです。私は交付税の道路費なり土木費なりというものは、今度いままでの道路費じゃ足りないから四兆一億だ、と、地方負担分はこれくらいだと、べらぼうな大きな金の単独事業費をぶつけられて、さて一体県や市町村はどうすればいいのかと、そういうことで、これのやれ割り増しだとか何とかいう追われるような形は、私はうまくないと思

うんです。そのために他の項目なり他の費用でもっと見なければならぬというように、そういう問題までこれは片すみに押しつけられるような形も私は出てきていると思う。私どもはほかの費目を見て、こういうところには単位費用をもっと上げてやらなければならぬじゃないか、基準財政需要額というものの見方を、もっと大きくやらなければいかぬじゃないかと思うようなものは、それほどふえておらないで、道路整備だ、公共投資のそれだと、こういうことで、何かそのときどきの政策といいますが、そういうものによって交付税そのものの姿というものがゆがめられていくというかつこうは、私はこの際正さなきゃならぬと思います。

しかも市町村分と府県分の道路の関係、土木費関係を見ますと、府県分なんか相当単位費用なんかの面でも上がっています。市町村分なんか、ほとんどあまり上がらぬ。じゃ一体いまの町村道路がよくて金がかからないかという、そうじゃない。これはまあ一つの例であります。ここに出てきている単位費用の面では、わずかな金しか出て出ておりません。これだけで私一がいには言えないと思います。しかし、県の道路費の関係では、面積において五円四十銭、延長においては十七円、ところが市町村道路においては面積で二円六十銭、延長ではわずかに一円五十銭のアップしかみておりません。こういうところにも何かゆがめられたかっこうが出ていると思ふのがね。こういう姿というものを、私やっぱり交付税というものを、繰り返して申し上げますが、交付税というもののあるべき姿といえますか、そういうものからしてやっぱり考えはいかないかならぬじゃないか、放置できない問題だと私は思うんですがね。あまり意見ばかり言って、さてどこを聞けばいいかわらなくなつたようなことではないか。どうですあなたの方……

○政府委員(柴田護君) 前に、いつでございしたか、この席でお答え申し上げましたように、道路につきましても、実は私も道路だけでございまして、その他単独事業全般につきましても、算定の基礎が実は必ずしも明確でございせん。特に地方財政計画の基礎につきましても明確じゃございせんので、これはひとつ単独事業につきましても、現に予算も三十九年度つけてもらったような次第でございまして、したがって、算定基礎が必ずしもはつきりいたしませんので、それがまあ財政計画の一つの欠点でございまして、道路の需要を合理化するというところもなかなかむずかしい。まあ、むしろ道路については国の施策に乗ったと言つて語弊がありますが、こいつを利用したという点も実はあるわけでございます。確かにこの八千億の単独事業は、感じとしては非常に少ない、もつとあつてもいいというぐらひに考へているわけでございます。しかし、お話をうけていただくと、こういう印象ももたらしているかもしれません。多少私どももそういうようなことを人からも聞かれますし、われわれも反省するわけでございますが、そういうことは、おっしゃる通りに、なおわれわれとしてまして十分に反省していかなければならぬと思うのでございます。しかし、

国の仕事も結局は地方団体がその実施に当たるわけでございますし、それからまた、その実施によつて利益するのは国民であり、同時に地方住民であるわけでございます。したがって、交付税の本来の趣旨にそむいて、問題にならぬということならばともかくでございまして、そうでなければ、なるべくそれは取り上げていくという方向で考へていっても別にそれはおかしいことではないんじゃないか。ただ、そのためにちよつと申し上げましたように、交付税が国の施策のしりばかり追ひ回わしているといううな感じを与えていかなければ、これは深く反省していかなければならぬというふうに思つてございします。

○鈴木壽君 少し言い過ぎたようなこともあつたかもしれませんが、私は道路費の検討という点になりますと、これは例としてですよ、その他の投資的経費の算定のしかたでも、私はいろいろ問題があると思ふし、結論的には、あなたの方でございしたように、言つたつて、とてもじゃないが追いつかないものと思つて、いろいろ個所が幾つかありますが、ただ、いま話のありました道路費の問題に限定して申し上げますと、現在の府県道なり、あるいは市町村道を、決してこのままにしておけないと思ふし、それから今の年度の計画における単独事業費の八千億というものを見込んで、これも私は、道路の現状からして、道路をよくしなればいかぬという観点からすれば、何も大きな額だとは思ひません。むしろ、単独にするかしないかは別にしまして、もっと道路費というものをつぎ込まなければならぬと思つておりま

す。しかし、問題は単独の事業を、まあかりに八千億なら八千億とした場合、一体地方がそれによつて持ちこたえる、それができるかどうかという一つの問題が私はあると思ふ、いまの段階では。むしろ私は端的に言えば、国がもっと金を出してやつてくれるならばともかくとして、いわゆる単独事業費として五年間に八千億、現在までのいわゆる旧五カ年計画からしますと相当なふえ方ですわね、これは。これをいまの地方団体の財政の力でもって、はたして計画どおりやつていけるかどうかという問題が私はあると思ふ。そういう意味においては、いろいろ検討しなればならぬし、さらに、いまの道路費のつけ方なんかも、これはまあめんどろなこともなるかもしれない。まあ、特に町村道の状況なんかを考へた場合、これからやっぱり手をつけなければいけない道路ばかりですわね。だから、これからの金をどう補助していくかというたてまえに立つて算定するべきじゃないか。すでに改良、舗装等ができたところと、これから新たにそういうことをしていかなければならぬところの——主として町村道関係に非常に多いのですが——こういうものの経費を、一体どう見ていくのかと、こういうところまでさかのぼつてこの単位費用の出し方なり、そういうものを私は考へていかなければならぬと思つております。そういう意味で交付税のやつをやるべきであつて、国はこういう計画を立てたから、さてこれにという計画を立てたから、悪いことを言つて恐縮であります。——しりを追つかけて回すようなことよりも、それに押されてここにます若千

見なきやならぬといううなことに對して、私は不満だと、こういうことなんであります。私は、いまの道路の例で申しますと、すでに改良等ができた部分とそうでない部分、未改修部分とありますが、未改修部分というものを、一体これから、計画的にどうやるか、それに対する必要な経費、こういうものを見ていけるような算定の方法をとるべきじゃないだろうか。これは簡単にいいますと、まあ考へ方として、そういうことも私考へておるのですがね。いづれ何かそういうことによつて道路費が出てくる、あるいは道路の単位費用が出てくる、こういうふうなものに交付税における道路費の見方じゃないだろうかというふうな考へるのですがね。それはいろいろ変わつてきて、延長を加えたり、あるいは面積が加わったり、いろいろ要素が加わつておりますが、これは何といたつて、いま市町村関係の道路費の単位費用からしますと、すこぶるこれは不十分なものでないかなければいけませんね。これは実態をあなたの方でここの団体でお調べになつたのはございせんか。こういう経費のあなたの方の算定と実態は、一体どうなのか、お調べになつてございせんか。

○委員長(山本悟君) 全団体の道路費の需要額と決算額との対比というのは、ちよつと手元を持っておりますが、幾つかの抽出団体につきまして、人口、団体等を勘案して見てまいりまして、決算による一般財源と基準財政需要額とで比率がいろいろございします。概して申し上げますと、人口二十万、四十

万といったような相当大きなところは、基準財政需要額に對しまして決算額のほうがだいぶ大きい。それから、うんと小さな、一万あるいは八千というようなランクにまいますと、基準財政需要額と決算額とは、そう違わない。これは幾つかの抽出団体でございしますから、一般論として言えるかどうか疑問でございしますが、そういうような傾向が一応出ております。また、先ほど来いろいろお調べいただきまして、おっしゃいましたように、道路の財政需要、将来にわたって特に改良費というように、これから、やってくる事業をどう見るか、これはなかなかむずかしい問題でございします。現在道路費は、御承知のように面積と延長で測定いたしておりますが、面積分におきましては、主として維持管理費を測定をし、延長分におきましては、これらの改良費を測定する、こういうような考え方をとっているわけでございします。したがって、また面積の場合には、維持管理費でございしますから、現状の面積そのものをもとにいたしまして、交通量の多いようなところにおいては補正係数が高くなるようなことを考えております。延長分におきましては、全延長を測定単位にいたしまして、そのうちでこれからの程度直していくかというものを測定したいというところでございしますから、むしろ、たとえば幅の広い道路よりも、中ぐらいの道路のところは、むしろ拡張する必要があるだろう、こういうような種別補正等をいたしておるわけでございします。しかし、いづれにいたしましても、全団体について、現状において、つかまえて得る測定単位は、面積な

り延長なりという程度のものでございせんので、ほんとうの意味での、これからのくらしい必要かということ、測定単位として上がつてきているが、この点が、投資的経費の算定のむずかしさにもなっていることだろうと思ひます。ただ、そういうこともこの誤差を幾ぶんでも緩和したいということ、やはり全体の人口なり面積なりの算定というものを、ある程度の金額に持つていくということ、毎年いたして、誤差の縮小をはかつていくということ、考えておるわけでございします。○鈴木壽君 この面積のほうでは維持補修費を見られるので、それから、延長の場合には改良費を見ている。維持費で今度三十九年度から十四円五十銭になりますね。延長のほうの改良というのは、十三円六十銭、これは市町村分でございしますが、これはいろいろ補正なんかも出てくるでしょうし、まあ変わつてもまじしょうが、これを維持するにしても改良するにしても、こういうような金で一体どの程度の仕事ができるのかですね。まことに私はお寒いものがあると思うのですが、それね。それからもう一つは、いまあなたのお答えになりました財政需要額の見方と、こう大体合っているとか、あるいはそれを上回っているとかという問題ね、町村へ行きますと、やりたくて、手をかけなければいけないけれども金がないからやれない。だから出てくる決算額なり仕事をした経費の金は、末端の団体では財政需要額のどのくらいのじゃないのですね。とにかく金がないためにやれないのだということなんです。財政需要がこれくらいあるから、これくらいの仕事とかなん

とかという、そういう何といひますかね、それを考えた仕事のしぐあいでなくて、実態的に、もう金がないのだというところで放置されているところが非常に多いわけなんです。村を回つてみて、どうしてこう——砂利ぐらいつたらしいじゃないか、穴があつて水たまりがあつて、夜なんか歩けないようなところがあつても、しかもそれを平気で——平気じゃないけれども、はうておる、こういうのが現実なわけですね。ですから、これは一つの例として申し上げますが、道路費なりというものについてのみ言つても、これは考えていかなきゃならない。さつきちょっと申し上げましたが、たとえば改良なんかの場合に、これは延長で見えておるのですが、これはどっちがうまく見れるのかちょっとわかりませんが、すでに改良されておる部分と未改良の部分と、しかもそれを延長と面積の両方の面からとらえていって、何とか、改良費といひますかね、それを見ていけるような措置、こういう方法とはとれないものですか、これは。○説明員(山本信君) 現在やっております補正では、道路の延長の場合には、種別補正といたしまして、路面幅員によつて区別をいたしております。その際に、四・六メートルから二・五メートルまでの間の道路の補正率を他に比べて高くする、この辺のところはやはり市町村道として改善を一番するのじゃないか、こういう見方もいたしております。また、態容補正におきまして、都市的なところのほうはやはり早く改良を要するだろう、こういうようなことで、種地の高いところのほうに補正係数を上げる、こういうよう

な操作をいたしているのが実情でございします。まあ面積分のほうにおきましては、やはり種別補正、態容補正をいたしておりますが、種別補正におきましては、幅の広いところのほうは交通量が多くのじゃないか。しかがつて、係数を高くする、こういうような種別補正をいたしております。態容補正のほうは、やはり延長と同様に、都市のほうは交通量が多いから、よけいに維持管理費も要するだろう、こういうような補正をいたしておるわけでありまして、改良道、未改良道というように、どの程度の確に把握し得るかというようなこともございまして、少々荒っぽいやり方でございしますが、いまこういうようなやり方でやっておるようなわけでございします。○鈴木壽君 いままでの、たとえば道路改良費の分の、いまの延長を測定単位とするものについては、この経費の明細表を見ますと、拡張面積はこれくらい、あるいは道路拡張改良費としてこのくらい、こういうふうに出して、工事費を出し、あるいは用地の費用なんかの費用も見て、そうして延長がこれくらいあるやつは、たとえば何力年でいまの拡張なんかは十力年で実施するといふ推計でやっております。すね、こういうふうにしてやっています。これもまあ一つのあれですが、私はこれだけで、さつきも言ったように、町村の現在の道路の状況からいって、とてもじゃないが、これはやっていますものじゃないかと思ひ、いわゆる財源を補償するといふたてまは、一応算定をしなければならぬ、交付税の計算としてはすね、私はやっぱり問題

があり過ぎるのではないだろうか、こう思うのですがね。それから関連してもう一つ。実は市町村の場合に、標準団体のとり方にしても、私は問題があると思うのです。いろいろな経費の算定の場合に、いま人口十万人、あといろいろな補正をやつていくと、ここに幾ら補正計数を使つてこの補正をやつても、やはり実態から離れてくる、幾つかの問題が解決できないという、こういう問題もあるわけですがね。四十年、これからはやっぱりこういうような形で、このままの算定方法でやつていかれますか。○政府委員(柴田謙君) お話のように標準団体をどこに求めるかということによりまして問題があることも事実でございします。中には標準団体をもつて下げろという意見もあると思ひますが、あまり下げますと、今度は上のほうにぼけてしまふ。標準団体から遠ざかるに従ひまして補正係数を連乗していきまします結果のブレというものが出てまいりまして、その誤差が非常に大きくなり、もうけるところもあれば損するところもあるというふうになりまして、このため、大体人口十力程度というものを大体の基礎、標準にきたわけにございします。それじゃ現在の算定方法がいいかと言われますれば、問題はむしろあるわけでございまして、特に投資的経費につきましては、先ほど来る御質問ございましたように、今の方法でなかつ不足する、つまり不十分な部分があるわけでございします。それはよくわかつておるのでございしますけれども、それじゃ一体、どうすればいいかということになつてまい

りますと、なかなか技術的な制約がありまして、うまいこといかない。まあ、あっちに片寄り、こっちに片寄り、あっちこっちぶつかって今日まで推移してきたというのが偽らざる現状でございますが、しかし、まあ昔に比べますれば私どもは相当改善されてきたとは思っておるわけでございます。もちろん十分ではございませんし、先ほど来お話のございましたように、もっと思い切って投資的経費の算定方法について全く白紙の立場から考え直すということも、これも全くむだな作業でもないわけでございますし、私どもはその点につきましては、率直にいいまして、もっと突き詰めた研究が必要だということを感じておりますし、将来そういう方向で十分検討してまいりたい、かように考えております。

○鈴木壽君 少しでもこまいことになつて恐縮ですが——まああまりこまいことやめましょう。いま道路費の問題で少し申し上げましたが、その他の項目でもいろいろあるので、やはり一つのあるべき標準的な行政といえますか、あるいはあるべき水準を維持するための、それに必要な経費、それを補償していくというたてまえ、こういったのだったら、いろいろなむずかしい問題はあります、それから特に現在のようにな、交付税の額というものが、国税の三税にリンクした形で、一定割合しか出てこない、多少その年によつて、三税の伸びによつて額がふえることがあるにしても、いづれにしても一つの制約がある、この中で一体どう見ていくかということになるとなかなかむずかしい問題があると思います。思うとおりになりませんでしようけれども、

しかし、やはりたてまゑとしては、いま言ったような、そして従来からあなただ方もおっしゃってあったそれを貫くような形で、少なくとも算定はそうあるべきじゃないだろうか、そういうふうになりますと、さて基準財政需要額から相当ふくれ上がらなければならぬと思いますね。そうなった場合に、さて現在の交付税とのワクが一つあるののだと、その問題をどうするかということになるわけなのでありますが、ちょうどこの前、三十八年度分の地方交付税の特例、翌年度へ繰り越すというあの特例法の場合にも申し上げたように、私は差があるのはやむを得ない、あってもいいと、そのわかり現在やっているような調整というようなものも、もっと調整額が大きくなる、これはやむを得ないと思いますね。しかし、市町村のいわゆる財政の需要の実態から、あるいはまた、あるべき姿を想定した場合の必要経費としてこうなると、こういう筋はやはり一本立てておく必要があるのじゃないかと思うのですがね。あなた方の計算を見ますと、交付税のワクの中で、いかにしてその中で操作するかということしかないのですね。実際これはやむを得ぬとも思います。やむを得ぬとも思います。が、いただいた資料を見しても、基準財政需要額の増加額はこれくらいだと、その中でいかにして間に合わせようか——と言っちゃ少し言葉が過ぎるかもしれませんかね——その範囲の仕事しかできませんね、いまの状況からしますと。幸い交付税がこし八百億も伸びた、基準財政収入額も税率の引き上げやら、あるいは税の伸びからしてふくれ上がつてきた、交付税も国税

三税の伸びによって、いま言ったように八百億も伸びてきた、この中で、このふえた分で、どれだけ上げられるのか。何べんも試算をしてみて、まあまあこの程度でおさまるのだと、なおかつ八月になれば、あるいは調整を必要とする額も出てくるでしようけれども、こういうかつこうで私は交付税というものの扱いをいつまでもやっているということとは、やはりうまくないじゃないかと思うのですね。大臣にはこまいことをやっておりまして恐縮ですが、もっと交付税の算定というものは、あるべき地方の団体の行政に必要な経費、こういうものをひとつやっぱり少なくとも交付税の算定の中では補償をする、こういうたてまえに立ってやるべきじゃないか。ただ現在は、交付税の額が二八・九％ということで押えられておりますから、あるいは基準財政収入額の伸びもどの程度あるかわかりませんが、そういうものの中で何だかんだということしかやっておれない状況で、基準財政需要額と実態が合わない、こういう声が年来大きくなっておるわけなんです。どこの府県へ行ってもどこの市町村へ行っても、ほくらがもたらう資料というのは、みんなそういうものばかり。まあいま言ったようにやむを得ないところがあると思いますが、しかし交付税というものの本来のあり方あるいはねらいとするところからしまして、もっと交付税の本来のねらいののった計算をすべきでないだろうか。そのために八月になつて普通交付税がきまる際に、財源が不足が非常に大きくて、交付税ではまかない切れないというところが出てくるかもしれません。おそらく出てく

るでしょう。しかし、それはそれでやむを得ないのじゃないか、こうまあ少し極端なようなことをいま申し上げているのですがね。いまのつけ足りのことはともかく、やっぱり交付税というのは、この機会にもっと本来の姿に、正しいものにしてほしいということを先ほどからほかの例もあげまして申し上げておったわけなんです。が、大臣、ひとつそういう点についてどういうふうにお考えになっていらっしゃるか、あるいはこれからどういうふうにやっていこうと考えておられるのか。もしお考えがあったら、ひとつお聞きしたいのですが……。

○国務大臣(赤澤正道君) 戦後非常に合理的と称してこういう交付税というものが出て、御案内の配分基準でやっておるわけですが、私も全国で一番貧乏県だといわれるところに住んでおるわけです。実は私あまり専門でもないものですから、いままでも自治省を遠巻きにしながら、これはまずいということを始終叫び続けてまいった一人でございます。社会党のほうでは衆議院で今度いまの二八・九％を三一％に引き上げる意思がないかという御質問もございました。しかし、このことについて私も一つの決意は持っておりますが、いまここでこの段階で申し上げます限りではないと思います。が、しかし、まあかりに三一％にせよ、二八・九％にせよ、その中の配分基準と申しますか、単位費用の取り方その他いろいろ私どもは疑問点があるような気がしますが、さて専門的にまだこれを研究いたしておりませんので、いま鈴木さんたいへんこまかいところまで御質問なさるので、なかなかうがった研究

をしていらっしやるなと思つて、実態を承つておたつたわけでございます。私、こういう役所を担当することになつておりますので、こういつたこまかい点までさらに検討いたしまして、御趣旨に沿うと申しますか、私もふに落ちめぬ点が多々ございますので、根柢から掘り返して検討をいたしたいと考えております。特に傾斜配分方式といふか、今回若干採用しておりますけれども、とにかく財政の貧弱なところからいたしますと、これではまだ満足だといふふうに私たち見受けるわけでございまして、こういった面にもつと適切な方法はないかということなどを中心といたしまして、さらに検討を加えたいと考えております。

○鈴木壽君　あまりこまかいことまで申し上げるのもどうかと思ひますし、時間ありませんから、きょうはまあこれ以上あまり申し上げないようにしたいと思います。で、傾斜配分けつこうがし、それから財政力の弱いいわゆる貧弱町村等に特に金を与えるようなことを、ぜひやらなくちゃなぬと思ひます。その他に、いままた別に問題が出てきていることは、一体、たとえば今回の趣旨のように、七五％に基準税率を引き上げる。損するのは大体大都市とかそういうような工業的な形態を持つてゐる都市、そういうところが多いと思うのですが、そういうところから持つていったかつこうでやられるというようなことで、そういうところは非常に金余裕があるのか、一体どれだけ要らない金なのかというところ、きのないのですね、きのうも局長から都市の新たな財政需要というようなことのいろいろお話がございました。

都市は最近特にまた、従来考えられたより以上に、いろいろな意味での仕事をしなければならぬし、しかもそれが住民の生活福祉に密接な関係を持ついろいろな仕事が必要とされているわけですね、ぜひしなければいけない仕事です。そういう必要欠くべからざる財政需要がある。そういう都市から金を持っていくというようなかっこうは避けなければならぬのじゃないか、こういう問題も含めながら、交付税のあり方というものを、ひとつ検討すべき段階にもうきているのだ、それから一般的に言って、何といつても基準財政需要額の見方というのは、実際に必要な経費を見ておらないということ、これはもう十分局長さんや、きょうお見えになっている課長から、その他自治省の方々御承知でしょうが、私、市や町村あるいは県の段階でいろいろ調べてみましたが、これは長くなりますから、さつきみたいに数字を読み上げたりなんかすることをやめませんが、これで地方の財政がよくなったとか、ゆとりが出てきたとか何とか一部では言うのだが、とんでもないことなんです。そういう仕事をやるのに金をどうするのかということに、もう頭を痛めている現状ですね。ですから、やはり基準財政需要額というものを、この際、交付税の柱でございますから、これをひとつ根本的に検討をし、必要経費はやはりこれで見るのだ、補償するのだという、こういうたてまえに立たざる限り、私は今日の、あるいは今日以後の地方団体というものは救われなと思いますね、教育費一つをとってみても、教育費を調べたのもございますが、いろいろ地方の一般

財源の持ち出しというものは、交付税で見ておられるかにオーバーしてありますね、みんな。これはあらゆる県の、教育費のみならず、全部の費目について調べたのを持っておりますが、ここで見て皮肉なことには、消防費だけが基準財政需要額を下回っております。こういうので、あと全部の項目が基準財政需要額を上回っております、上回っております。私は必ずしもぜいたくだと余分な仕事をしたというところでないと思う。中には若干あるかもしれないけれども、どうしてもやらなければならない仕事、それなしにはやっていけないというこういう仕事をしておいて、基準財政需要額をみんなオーバーした形で団体の支出が行なわれる、こういうものだと思うのです。したがって、自由財源が幾らあったって、とてもじゃないが追いつかない。あるいは財政計画の中で単独事業費を見て、その中で少しばかりのオーバー分を見ていけなかったって何ともしようがない現状であるということだと思ふのです。くどくどと申し上げましたが、一体交付税の算定基準はどうなればならないかということについて、私はさつきお答えいただいたようなほんとうの意味でひとつ御検討をいただきたい、こういうふうに思います。

○国務大臣(赤澤正道君) 大体一般の行政経費を償わないという状態では、もちろんその市町村の行政は立ちようはずはないわけでありすが、なかなかこれは御案内のとおりむずかしい問題を含んでいるであらうと思います。ただ、ぜひたくにやっておるのではないうとおっしゃいましたけれど、やはりある程度切り詰めていかなきゃならぬものもあるでありましょうし、なおそういうふうな十分自粛自戒してやりました上に、まだ償わないということになるならば、これは根本的に交付税そのものを考え直さなければいかぬということになると思います。しかも、実情はさらによく検討し、また指導もいたしまして善処したいと思ひます。

○鈴木壽君「ぜいたく」な問題で、言わずもがなの問題であります。全部の団体がともじやないが基準財政需要額では間に合わない。これだったら、私はぜいたくとか不要の仕事といふことじやないと思うのです。これはひとつお調べになってごらんない、それだけの担当のほうでそういうふうな数字はすぐ出ると思ひますから。各団体ごとについて、ひとつ交付税はどのくらいに見ておるのか、実際の支出はどうなのか、これをやってみてごらんない。幾つかの団体がオーバーしてるとか持ち出しが多いとかいうことであれば、これは私は中にはぜいたくとか、よけいな仕事をしているのだというふうなことを言いますが、義務的な経費、主として交付税でやっておるの義務的な行政に必要な経費をやっておりますから、それを拾っていつて実際の支出と比べてごらんない。そうすると、決してぜいたくでも何でもなくて、ぎりぎりのところでやっております。なおかつ基準財政需要額では足りないのだ、こういうのがおしなべての実態というふうには私は見ておるのですがね。中には、さつき言ったように消防費の関係ではそれに満たないところもあります。これはしかし特殊な例で、むしろほかのほうに使わなければならなくて、しょうがなく消防なんかも

大事だけれども、まあ使わないというのが大部分でしょう。地方財政はそういう傾向ですから、そういう事情もありますけれども、いづれにしても、私は、義務的な仕事の経費で、そうして、実際は交付税の見方が足りないのだ、こういうのが軒並みだということを申し上げて、ひとつ御検討の際によく御注意をいただきたいと思ひます。

○委員長(竹中恒夫君) 本日の審査はこれで終わりたいと思ひます。次回は明二十四日金曜日午後一時から開会の予定でございます。本日はこれにて散会いたします。午後三時三十五分散会

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方行政連絡会議法案

地方行政連絡会議法案

(目的)

第一条 地方行政連絡会議は、地方公共団体が、国の地方行政機関と連絡協同を保ちつつ、その相互間の連絡協同を図ることに、地方における広域にわたる行政の総合的な実施及び円滑な処理を促進し、もって地方自治の広域運営の確保に資することを目的とする。

(組織)

第二条 地方行政連絡会議(以下「連絡会議」という。)は、別表で定めるところにより、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」

という。)をもつて組織する。

(任務)

第三条 連絡会議は、第一条の目的を達成するため、地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡及び協議を行なう。

(会議)

第四条 前条の連絡及び協議を行なうための会議(以下「会議」という。)は、連絡会議を組織する都道府県及び指定都市の長のほか、第一号から第十一号までに規定する国の地方行政機関で当該連絡会議を組織する都道府県の区域の全部又は一部を管轄区域とするものの長及び第十二号に掲げる者をもつて構成する。

一 管区行政監察局

二 管区警察局長(警視庁及び北海道警察本部を含む。)

三 財務局

四 地方農政局

五 営林局

六 通商産業局

七 陸運局

八 海運局

九 港湾建設局

十 地方建設局(北海道開発局を含む。)

十一 その他政令で定める国の地方行政機関

十二 関係のある公共企業体その他これに類する団体(以下「公共企業体等」という。)

この機関の長又は関係のある地方公共団体の機関の連合組織の代表者で連絡会議において委嘱するもの

会議に、議長及び副議長を置く。

3 議長は、會議において定める都道府県知事をもつて充て、副議長は、議長が會議にはかつて指名する者をもつて充てるものとする。

4 議長は、會議を主宰し、連絡會議を代表する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議の結果の尊重)

第五条 會議において協議がととのった事項については、會議の構成員は、その協議の結果を尊重してそれぞれの担任する事務を処理するように努めるものとする。

(資料の提出等の要求等)

第六条 連絡會議は、必要があるときは、會議における協議事項に關係のある国の行政機関、公共企業体等又は地方公共団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 連絡會議は、會議における協議事項に關係のある国の行政機関、公共企業体等又は地方公共団体に対し、その求めに応じて、會議において協議した事項に關する資料を提供しなければならない。

(意見の申出等)

第七条 連絡會議は、必要があるときは、會議における協議事項に關係のある大臣又は公共企業体等の長に対し意見を申し出ることが出来る。

2 會議における協議事項に關係のある大臣は、必要があるときは、当該關係のある所管事務について連絡會議の意見をきくことができる。

(経費の負担)

第八条 連絡會議の運営に要する経

費は、連絡會議を組織する都道府県及び指定都市の負担とする。

(報告)

第九条 連絡會議は、會議を開催したつど、會議の結果を自治大臣及び會議における協議事項に關係のある大臣に報告するものとする。

(雑則)

第十条 この法律に定めるもののほか、連絡會議の庶務その他連絡會議の運営に關し必要な事項は、連絡會議が定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

別表

名 称	組 織
北海道地方行政連絡會議	北海道
東北地方行政連絡會議	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県
関東地方行政連絡會議	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県並びに横浜府
東海地方行政連絡會議	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県並びに名古屋府
北陸地方行政連絡會議	富山県、石川県及び福井県
近畿地方行政連絡會議	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県並びに京都市、大阪市及び神戸市
中国地方行政連絡會議	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県
四国地方行政連絡會議	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
九州地方行政連絡會議	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県並びに北九州市

備考 都道府県は、特に必要があると認めるときは、關係地方行政連絡會議の同意を得て、同時に他の地方行政連絡會議に加入することが出来るものとする。

四月二十一日予備審査のため、本委員
会に左の案件を付託された。

一、工業整備特別地域整備促進法案
(衆)

工業整備特別地域整備促進法案
(目的)

第一条 この法律は、工業の立地条件がすぐれており、かつ、工業が

比較的開発され、投資効果も高いと認められる地域について、工業の基盤となる施設その施設の施設を一層整備することにより、その地域における工業の発展を促進し、もつて国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的とする。

2 前項の整備基本計画は、国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)第七条の規定による全国総合開発計画の方針に適合するものでなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の整備基本計画が適当なものであると認められるときは、これを承認するものとする。ただし、当該整備基本計画に係る地域が首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第一項の規定による首都圏の地域内(以下「首都圏の地域内」という。)にあるものであるときは、第五項の規定による理由に際し、首都圏整備委員会が当該整備基本計画の承認をすべき旨の意見を付したときに限るものとする。

(工業整備特別地域)

第二条 この法律で「工業整備特別地域」とは、次に掲げる地区に係る地域で内閣総理大臣が定めるものをいう。

一 鹿島地区

二 東駿河湾地区

三 東三河地区

四 播磨地区

五 備後地区

六 周南地区

4 内閣総理大臣は、前項の規定により整備基本計画を承認しようとするときは、地方産業開発審議会の意見をきくとともに、経済企画庁長官、厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、労働大臣、建設大臣及び自治大臣その他關係行政機関の長に協議しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の工業整備特別地域を定めようとするときは、關係知事及び地方産業開発審議会の意見をきかなければならない。

5 県知事が第一項の申請をしようとする場合において、当該整備基本計画に係る地域が首都圏の地域内にあるものであるときは、首都圏整備委員会を経由しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の工業整備特別地域を定めたときは、これを官報で公示しなければならない。

(整備基本計画の承認)

第三条 関係知事は、政令で定める国の地方支分部局で当該工業整備特別地域の区域を管轄するものの長及び関係市町村長の意見をきいて、当該工業整備特別地域に係る工業整備特別地域整備基本計画(以下「整備基本計画」という。)を作成し、内閣総理大臣に承認を申請しなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(整備基本計画の内容)

第四条 整備基本計画には、第一号から第四号までに掲げる事項の大纲及び第五号に掲げる事項について定めるものとする。

工業整備特別地域整備促進法案
(目的)

第一条 この法律は、工業の立地条件がすぐれており、かつ、工業が

工業整備特別地域整備促進法案
(目的)

第一条 この法律は、工業の立地条件がすぐれており、かつ、工業が

一 整備すべき工業の業種及びその規模等に関する工業の整備の目標

二 人口の規模及び労働力特に工業に必要な労働力の需給

三 土地利用

四 次に掲げる施設の整備

イ 工業用地

ロ 住宅及び住宅用地

ハ 工業用水道

ニ 道路、鉄道、港湾等の輸送施設

ホ 水道及び下水道

ヘ その他政令で定める主要な施設

五 前号に掲げる施設の整備のために必要な経費の概算

2 前項の整備基本計画を定めるに当たっては、公害の防止について、適切な考慮がなされるようにしなければならない。

(地方産業開発審議会)

第五条 地方産業開発審議会(以下「審議会」という。)は、内閣総理大臣の諮問に應じ、工業整備特別地域の整備に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、工業整備特別地域の整備に関する重要事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に對し、意見を申し出ることができ

る。

(施設の整備等)

第六条 国及び地方公共団体(港務局を含む。以下第九条において同じ。)は、整備基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅及び住宅用地、工業用水道、道路、鉄

道、港湾等の輸送施設、水道及び下水道その他の施設の整備の促進に努めなければならない。

第七条 国の行政機関の長、県知事又は港湾管理者の長は、工業整備特別地域内の土地を、整備基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設、水道及び下水道その他の施設の用に供するため、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、工業整備特別地域の整備が促進されるよう配慮するものとする。

(財政上の措置等)

第八条 国は、工業整備特別地域の整備に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第九条 地方公共団体が整備基本計画を達成するために必要な事業に要する経費に充てるために起こす地方債(港務局の発行する債券を含む。)については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保)

第十条 国及び地方公共団体は、整備基本計画に適合し、工業整備特別地域の整備の促進に寄与すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が、工業整備特別地域内において行なう工場、事業

場その他の施設の新設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(地方税の不均一課税に伴う措置) 第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、工業整備特別地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に對する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその敷地である土地に對する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(関係市町村の規模の適正化等)

第十二条 工業整備特別地域の一体的な整備を促進するため、工業整備特別地域の一部をその区域とする市町村(以下「関係市町村」という。)は、市町村合併(関係市町村の廃置分合で市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。)によりその規模の適正化並びにその組織及び運営の合理化に資するよう配慮しなければならない。

2 県知事は、関係市町村の廃置分合又は関係市町村とこれに隣接する関係市町村以外の市町村との廃置分合若しくは境界変更の処分をしようとするときは、あらかじめ自治大臣に協議しなければならない。

第十三条 市町村合併に際し、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところにより、町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)又は新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)の当該規定の例による。

一 第一号中「一箇年」とあるのは「二箇年」と、第九条の第三項中「三十をこえず十五を下らない範囲」とあるのは「八十をこえず十を下らない範囲」と、「十五」とあるのは「四十」と、第十一条の五中「郡」とあるのは「郡市」と、「公職選挙法第十五条第一項及び第二項」とあるのは「公職選挙法第十五条第一項から第三項まで」と、第二十条の二中「十箇年」とあるのは「五箇年」とする。

第十四条 市町村合併により衆議院議員の二以上の選挙区にわたって市町村の境界の変更があることとなったときは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一が当該市町村の境界の変更が行なわれた日以後最初に更正されるまでの間、なお従前の選挙区による。

2 前項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

一 関係市町村の議会の議員の任期及び定数 町村合併促進法第九條

二 農業委員会の委員の任期及び定数 町村合併促進法第九條之三

三 県の議会の議員の選挙区 町村合併促進法第十一條之五

四 一部事務組合等 町村合併促進法第十一條之六

五 国の財政援助 町村合併促進法第二十二條

六 地方税の不均一課税 新市町村建設促進法第二十二條

七 地方交付税の算定 新市町村建設促進法第二十三條及び附則第六項

第十四条 市町村合併により衆議院議員の二以上の選挙区にわたって市町村の境界の変更があることとなったときは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一が当該市町村の境界の変更が行なわれた日以後最初に更正されるまでの間、なお従前の選挙区による。

2 前項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

第十五条 国及び地方公共団体は、整備基本計画に適合し、工業整備特別地域の整備の促進に寄与すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が、工業整備特別地域内において行なう工場、事業場その他の施設の新設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(地方税の不均一課税に伴う措置) 第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、工業整備特別地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に對する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその敷地である土地に對する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(関係市町村の規模の適正化等) 第十二条 工業整備特別地域の一体的な整備を促進するため、工業整備特別地域の一部をその区域とする市町村(以下「関係市町村」という。)は、市町村合併(関係市町村の廃置分合で市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。)によりその規模の適正化並びにその組織及び運営の合理化に資するよう配慮しなければならない。

2 県知事は、関係市町村の廃置分合又は関係市町村とこれに隣接する関係市町村以外の市町村との廃置分合若しくは境界変更の処分をしようとするときは、あらかじめ自治大臣に協議しなければならない。

第十三条 市町村合併に際し、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところにより、町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)又は新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)の当該規定の例による。

一 第一号中「一箇年」とあるのは「二箇年」と、第九条の第三項中「三十をこえず十五を下らない範囲」とあるのは「八十をこえず十を下らない範囲」と、「十五」とあるのは「四十」と、第十一条の五中「郡」とあるのは「郡市」と、「公職選挙法第十五条第一項及び第二項」とあるのは「公職選挙法第十五条第一項から第三項まで」と、第二十条の二中「十箇年」とあるのは「五箇年」とする。

第十四条 市町村合併により衆議院議員の二以上の選挙区にわたって市町村の境界の変更があることとなったときは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一が当該市町村の境界の変更が行なわれた日以後最初に更正されるまでの間、なお従前の選挙区による。

2 前項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

第十五条 国及び地方公共団体は、整備基本計画に適合し、工業整備特別地域の整備の促進に寄与すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が、工業整備特別地域内において行なう工場、事業場その他の施設の新設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(地方税の不均一課税に伴う措置) 第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、工業整備特別地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に對する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその敷地である土地に對する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(関係市町村の規模の適正化等) 第十二条 工業整備特別地域の一体的な整備を促進するため、工業整備特別地域の一部をその区域とする市町村(以下「関係市町村」という。)は、市町村合併(関係市町村の廃置分合で市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。)によりその規模の適正化並びにその組織及び運営の合理化に資するよう配慮しなければならない。

2 県知事は、関係市町村の廃置分合又は関係市町村とこれに隣接する関係市町村以外の市町村との廃置分合若しくは境界変更の処分をしようとするときは、あらかじめ自治大臣に協議しなければならない。

第十三条 市町村合併に際し、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところにより、町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)又は新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)の当該規定の例による。

一 第一号中「一箇年」とあるのは「二箇年」と、第九条の第三項中「三十をこえず十五を下らない範囲」とあるのは「八十をこえず十を下らない範囲」と、「十五」とあるのは「四十」と、第十一条の五中「郡」とあるのは「郡市」と、「公職選挙法第十五条第一項及び第二項」とあるのは「公職選挙法第十五条第一項から第三項まで」と、第二十条の二中「十箇年」とあるのは「五箇年」とする。

(国の普通財産の譲渡)
第十五条 国は、整備基本計画に基づき事業の用にするため必要があることを認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表地方産業開発審議会の項中「及び低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)」を「低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)及び工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第 号)」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)

3 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十号中レをソとし、タをレとし、ヨの次に次のように加える。

タ工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第 号)

第九条に次の一号を加える。

十四 工業整備特別地域の整備の促進に関すること。

(新産業都市建設促進法の一部改正)

4 新産業都市建設促進法(昭和三十

十七年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「及び低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)」を「低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)及び工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第 号)」に改める。

(市の合併の特例に関する法律の一部改正)

5 市の合併の特例に関する法律(昭和三十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「新産業都市建設促進法」を「新産業都市建設促進法等」に改め、同条中「第二十二條第一項」を「第二十三條第一項又は工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第 号)第十二條第一項」に改める。

四月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、行政書士法の一部を改正する法律案(衆)

行政書士法の一部を改正する法律案

行政書士法の一部を改正する法律

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「関する書類」の下に「(実地調査に基づく図面類を含む。)」を加える。

第二条第二項第五号中「八年」を「十二年」に、「五年」を「九年」に改める。

第十九条第一項ただし書中「及び正当の業務に附随して行つ場合」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。(従前の行政書士に関する経過規定)

2 この法律の施行の際現に行政書士である者は、行政書士法第二条第二項第五号の改正規定にかかわらず、この法律による改正後の行政書士法の規定による行政書士とみなす。

昭和三十九年五月十一日印刷

昭和三十九年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局